

瀬戸内海国立公園
(六甲地域)

公園区域及び公園計画変更書

[第4次点検]

(環境省案)

平成30年 月 日
環 境 省

目 次

第1 公園区域の変更	1
1 変更理由	1
2 指定理由の変更内容	2
3 地域の概要の変更内容	3
4 変更する公園区域	16
第2 公園計画の変更	23
1 変更理由	23
2 基本方針の変更内容	24
3 規制計画の変更内容	28
(1) 保護規制計画及び関連事項	28
ア 特別地域	28
(ア) 特別保護地区	31
(イ) 第1種特別地域	32
(ウ) 第2種特別地域	34
イ 面積内訳	36
4 事業計画の変更等内容	46
(1) 施設計画	46
ア 利用施設計画	46
(ア) 集団施設地区	46
(イ) 単独施設	50
(ウ) 道路	52
a 車道	52
b 歩道	52
5 参考事項	67

第1 公園区域の変更

1 変更理由

瀬戸内海国立公園は、その比類ない多島海景観に加えて、自然と人文とが調和した特色ある景観を有することから、昭和9年3月16日に我が国最初の国立公園の1つとして指定された。その後、数回にわたる公園区域の拡張によって、現在は11府県にまたがる瀬戸内海のほぼ全域が国立公園として指定されている。

六甲地域は、瀬戸内海国立公園の東部に位置し、六甲山系のうち東の讃岐山^{ゆづるはやま}から六甲山、摩耶山を経て、西の再度山^{ふたたびやま}までの東西約20kmに及ぶ区域を有する。本地域は昭和31年5月1日に区域が指定された後、特別地域の指定、特別保護地区の指定、区域の変更を経て、昭和59年6月15日に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が実施されている。その後、平成5年7月19日に第1次点検、平成13年3月30日に第2次点検、平成22年2月9日に第3次点検が行われ、現在に至っている。

今回の公園区域の変更（第4次点検）は、第3次点検以降における本地域を取り巻く情勢変化を踏まえ、区域線が不明確であった箇所について、明確化を図るため公園区域の変更を行うものである。

2 指定理由の変更内容

指定理由を次のとおり変更する。

(表 1：指定理由変更表)

変更後	変更前
①<u>景観（同一風景形式中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地）</u> <u>瀬戸内海国立公園は、その比類ない内海多島海景観に加えて、古くから営まれている人間生活がもたらした、人文と自然とが調和した独特の親しみ深い景観を有する、昭和9年に指定された我が国最初の国立公園の1つである。その後、数回にわたる公園区域の拡張により、現在は、紀淡、鳴門、豊予、関門の4つの海峡に囲まれた瀬戸内海のほぼ全域を占めるに至り、関係する府県も、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県の11府県に及び、我が国の国立公園最大の面積を有している。</u> <u>以上より、本地域は内海多島海景観を中心としたすぐれた海洋景観を風景形式とし、それと調和した人々の営みを有する区域及び瀬戸内海の眺望にすぐれた山地であり、我が国を代表する傑出した景観を有する地域である。</u> ②<u>規模（区域面積が原則として3万ha以上 ※海岸・島嶼の場合は1万ha以上）</u> <u>本国立公園の区域面積は、陸域67,308ha、海域836,689haである。</u> ③<u>自然性（原生的な景観核心地域が原則として約2,000ha以上 ※海岸の場合は、20km、島嶼の場合は1,000ha以上）</u> <u>本国立公園の原生的な景観核心地域は、5,724haである。</u> <u><参考：特別保護地区 978ha、第一種特別地域 4,690ha、海域公園地区</u>	再検討時（昭和59年）の指定書に記載なし。

56.4ha>

④利用（大人数による利用が可能）

自然観賞、海水浴、キャンプ、船遊、釣り、潮干狩り等が盛んで、アクセスの容易さもあり、利用性に富んでいる。

以上より、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定について」（平成 25 年 5 月 17 日付け環自国発第 1305171 号環境省自然環境局長通知）の別添「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領」のうち「1 国立公園及び国定公園の候補地の選定」に掲げる各要件を満たしている。

また、本国立公園のテーマを「輝き続ける島と海～自然と暮らしが調和する内海多島海景観～」とし、瀬戸内海において古くから営まれている人間生活がもたらした人文と自然とが調和した独特の親しみ深い景観を保全し、これらの適切な利用を推進するものである。

3 地域の概要の変更内容

地域の概要を次のとおり変更する。

（表 2：地域概要変更表）

変更後	変更前
<u>六甲地域は、瀬戸内海国立公園の東部に位置し、六甲山系のうち東の譲葉山から六甲山、摩耶山を経て、西の再度山までの東西約 20kmに及ぶ山岳区域を有する。</u> <u>本地域は昭和 31 年 5 月 1 日に区域指定された後、区域の変更、利用計画の追加等を経て、昭和 59 年 6 月 15 日に公園区域及び公園計画の全般</u>	再検討時（昭和 59 年）の指定書に記載なし。

的な見直し（再検討）が行われた。その後、平成5年7月19日に第1次点検、平成13年3月30日に第2次点検、平成22年2月9日に第3次点検が行われ、現在に至っている。

阪神間の大都市圏に近接し、明治時代より旧居留地の外国人が開いたレクリエーションの場として、各種利用施設や交通網が整備されてきたことから、古くから関西屈指の保養・避暑の適地として、また都市住民の身近な野外レクリエーションの場として親しまれてきた。標高931mを最高峰とする山上からは、眼下に大阪－神戸間の大都市を、その先には紀淡海峡から大阪湾、明石海峡までの瀬戸内海を、さらに遠方には紀伊山地や淡路島の山並みを望むことができ、瀬戸内海の絶好の展望地となっている。また、日本近代登山発祥の地とも言われる六甲山の登山道は、全域に網の目のように張り巡らされ、多様なバリエーションを持つことから、多くの登山者で賑わっている。

本地域は、かつては乱伐によって荒廃した山となっていたが、現在では植林事業などによって緑豊かな環境に回復し、都市近郊にあっては貴重なものとなっている。本地域を海際から見ると、大都会の街並を前に六甲山の緑が映える風景は美しく、阪神間のシンボリック存在となっている。

このように古くから街とつながり、都市山として街の文化と一体となつて育まれてきた六甲山は、都市近郊にあって豊かな自然を有するレクリエーションの場となっており、大都市近郊の国立公園として独自の役割を果たしている。

（1）景観の特性

ア 地形、地質

六甲山は、約100万年前から始まった六甲変動と呼ばれる東西からの強い力による地殻変動（断層運動）により隆起し形成された東に高く西

（1）景観の特性

ア 地形・地質

六甲山塊は地殻の上昇運動に伴う数多くの衝上断層によって生じた構造山地であって、東に高く西に低い傾動地形をなす。最高点は東六甲にあ

に低い傾動地塊である。山頂付近には起伏の少ない平坦な隆起準平原が広がっているが、南北の斜面、特に南斜面は急峻である。六甲山には多くの断層が存在し、南斜面には、六甲－淡路断層帯を構成する五助橋断層、芦屋断層などが見られ、芦屋奥池などはこれらの断層運動により生じた階段状の平坦地である。北斜面には有馬－高槻断層帯を構成する六甲断層などが見られ、蓬莱峡や白水峡などの谷を形成している。

河川は南斜面に多く、住吉川や芦屋川などは急流河川であり、山麓に土砂を運び出してその堆積物により扇状地を発達させている。また、山中には鼓ヶ滝、高座の滝、有馬四十八滝など多くの滝が存在する。

六甲山の地質の多くは花崗岩で形成されているが、断層運動によって破壊されてもろくなり、長い年月の風化作用によりマサ土となって、表土を形成している。これより六甲山の地質は非常に脆弱で、大雨が降ると風化した表土が崩壊し、山崩れを発生させてきた。蓬莱峡や白水峡の断層破碎帯では、破碎された花崗岩がさらに風化を受けて、凸凹の激しい裸の岩が露出する、いわゆる『悪地（バッドランド）地形』を呈しており、特異な地形となっている。

イ 植生

六甲山の原植生の垂直分布は標高 750mを境に上部が冷温帯、下部が暖温帯に属しているため、上部は夏緑樹林、下部は照葉樹林となる。しかし、六甲山は古くから木材利用等を目的に樹木の伐採を繰り返したため、江戸時代にはほとんどはげ山と化していた。現在の六甲山の植生は、明治時代に開始された植林事業により回復したものであり、大部分が人為の加わった二次植生である。二次植生の大半は、針葉樹林であるアカマツ林（アカマツ－モチツツジ群集）か、夏緑樹林であるコナラ林（コナラ－アベマキ群集）であり、このほかに照葉樹林であるアラカシ林（ア

る六甲山（標高 931m）であり、それに重なる標高 800m 前後の山々には隆起準平原地形の平坦面が広がる。さらに、山塊に南東側は断層によって芦屋奥池一帯（標高 500m 前後）を始めとして、いくつかの階段状の平坦面が見られる。また、断層面は、数 100m の落差で急な崖となり、その間をぬう無数の小谷が早壮年期の急峻な地形を形づくっており、このような小谷の水は芦屋川、住吉川、都賀川などの急流となって流れ下り、山麓部に数多くの扇状地を発達させている。

六甲山塊の地質の大部分は広島方と領家型の新旧 2 種類の花崗岩類により構成されている。この花崗岩は多くの断層によって破碎され、きわめてもろくなって、河谷侵蝕により破礫として下流へ運ばれ続けている。また、六甲山最高峰の東南にある東お多福山及びその南麓部には古生層が分布する。この古生層は頁岩及び砂質頁岩を主とし、このため、地形上も周辺の花崗岩が侵蝕された急峻な地形とは異なり、なだらかな山容を見せている。

イ 植生

六甲山系の現植生は、大部分が人為の加わった二次的植生であり、モチツツジ－アカマツ群集が優占するが、裏六甲の東部にはコナラ群落も見られる。また、スギ、ヒノキの植林地も裏六甲ドライブウェイ東側の有馬町背後の山地に多く、六甲山上から西の石楠花山にかけての谷あいや斜面にも点在している。公園内で原植生が残存しているものとしては、イヌブナ及びブナ林が紅葉谷、瑞宝寺谷、極楽溪の山頂付近にサカキ－ウラジログシ群集が摩耶山天上寺跡一帯に、シ－カナメモチ群集が大竜寺周辺に見られる。また、乾燥した尾根筋の岩上にはアカマツ群

ラカシ群集）が小規模に分布している。近年はアカマツ林がマツ枯れの影響で減少しており、コナラ林に置き換わっている状況である。また、スギやヒノキなどの植林地が六甲山北部を中心に分布している。なお、これらの二次植生においては、防災、生物多様性、景観保全の観点から、人為的管理が必要となっている。

六甲山において自然林が残存しているのはわずかであり、社寺林として摩耶山旧天上寺周辺にカシ型照葉樹林（ウラジロガシーサカキ群落）、再度山大龍寺付近にシイ型照葉樹林（コジイーカナメモチ群集）が残っている。このほかに、天然スギを主体とした針広混交林が摩耶山の国有林内に、小面積のブナ型夏緑樹林（ブナーシラキ群集）が六甲山頂付近の紅葉谷などにわずかに残存している。ブナについては、六甲山は瀬戸内海臨海部では数少ない生育地であるが、現在残存するのはおよそ 100 株程度である。

他に特記すべきものとして、芦屋奥池上部及びイモリ池の湿地植物群落、また、二次植生であるが東お多福山一帯の半自然草原（ススキーネザサ群落）があげられる。

ウ 野生生物

ほ乳類については、イノシシ、ニホンリス、イタチ、テン、ノウサギなどが確認されている。イノシシについては人為的な餌付けの影響をきわめて強く受けており、特に表六甲では人慣れした個体が高密度に分布している。公園利用者の目に触れることも多く、人身被害も発生している。また、スミスネズミは六甲山で英国人により発見され、タイプ標本が作られたことから、発見者の名前にちなんで命名された在来種のネズミであり、観察例は少ないものの、近年においても個体が確認されている。

落が極相林として成立している。

他に特記すべきものとしては、芦屋奥池上部及びイモリ池の湿地植物群落、また二次植生であるが、東お多福山山頂一帯のネザサーススキ群集があげられる。

ウ 野生動物

都市に近く、山容も小さいこともあって、大型哺乳動物の生息種は少なく、イノシシ、ノウサギ等が確認されている。なお、イノシシは鳥獣保護区となっていることから近年増えつつあり、山麓に出没して公園利用者の目に触れることも多い。

鳥類は約 200 種が記録されており、春秋の渡りの季節には特に数が増え、コマドリ、サンショウクイ、サシバなどの通過も見られる。また、布引貯水池には毎冬オシドリの群れが数十羽渡来する。

昆虫相は大変豊富な山系と言われており、今まで蝶類 100 種、甲虫

<u>鳥類についてはオオルリ、サンショウクイなど森林性鳥類を中心に多様な種が確認されている。昆虫類については、ハッチョウトンボやエゾゼミのような冷温帯域に生息する種が見られることが特徴的である。</u> エ 自然現象 <u>裏六甲の紅葉谷などの谷筋には有馬四十八滝と呼ばれる滝群があるが、冬になると凍り付いて氷瀑となる。これらはアイスガーデンと呼ばれているが、近年は完全に凍結することも少なくなっている。</u> オ 人文景観 <u>六甲山はその地形・地質の特徴より土砂災害が発生しやすく、古くから山麓に形成された都市に大きな被害をもたらしてきたため、明治時代には六甲山中において砂防事業が開始されていた。現在は約 1000 基もの砂防堰堤が山中に設置されているが、年代や種類の違いにより多様な砂防堰堤を見ることができ、六甲山の防災の歴史を伺い知ることができる。このうち昭和 30 年代に建設された五助堰堤と杣谷堰堤については、その文化的価値から登録有形文化財となっている。</u> <u>また、六甲山は神戸港の居留外国人により別荘地として開発された歴史を持ち、1903 年に日本最初のゴルフ場である神戸ゴルフ倶楽部が開設されるなど、昭和初期までかけて西洋文化の影響を受けたリゾート施設や</u>	1,400 余種、カメムシ類 170 種、トンボ 70 余種、セミ 9 種が記録されている。特記すべきものとしては、外来昆虫が定着したキベリハムシ、湿地に住むハッチョウトンボ、標高 800m 以上の山頂付近に生息するエゾゼミ、摩耶山を模式産地とするマヤサンオサムシなどがあげられる。 エ 特殊景観 六甲山塊の基岩をなす花崗岩が断層活動によって破碎され、それに加わった水の分解作用、侵蝕作用により生じた特異な地形がいくつか見られる。 その最大のものは裏六甲、大多田川及びその支流の座頭谷に沿って数 100m の幅で続く断層破碎帯で、蓬莱峡と呼ばれ凸凹の激しい裸の岩が露出し、いわゆる『悪地（バッドランド）地形』を呈している。このような地形は、他にも有馬東側の白水峡、神戸市東端のロックガーデンにも見られる。 オ 人文景観 再検討時（昭和 59 年）の指定書に記載なし。
--	---

山荘が設置された。阪神間モダニズムといわれる当時阪神間で花開いた文化様式の雰囲気を伝える優雅な建築群は、今なお六甲山の緑に溶け込み、独特の雰囲気を醸し出している。これらの建築物の一部は経済産業省により近代化産業遺産に認定されている。

さらに、本地域の特筆すべき景観として、山上からの夜景があげられる。市街地の背後に位置する六甲山からは、夜になると大阪湾を囲む大都市の極めて美しい夜景を眺めることができる。日本三大夜景にも選ばれた六甲山からの眺めを目当てに多くの夜間利用者が訪れている。

（２）利用の現況

ア 本地域の観光客推計は次の通りである。

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年
六甲 摩耶 (万人)	208	183	214	212	193	201	204

※「神戸市観光動向調査」より引用

本地域の主な利用形態は、観光施設利用、風景（眺望）鑑賞、登山などが大部分を占めている。電車、バス、ケーブルカーなどの交通網が公園内外で整備されているため、他の山岳公園と比較して、公共交通機関による利用が多い。また、有馬温泉や神戸市街地の観光地と併せて利用されている状況が伺える。どの利用形態も通年利用されているが、冬季は降雪・凍結があるため、利用が減少する。

（２）利用の現況

本公園区域は、東北から西南へ長さ約 19km、西北から東南へ幅約 7km の比較的こじんまりした山岳区域であるが、阪神間の大都市の市街地に接しているため、古くから住民の野外レクリエーションの場として親しまれており、その利用数は他の山岳公園と比較にならないものがある。

なお、本公園の季節毎の主な利用形態及び年間の利用者数は次のとおりである。

（夏 期） キャンプ、野外スポーツ、ドライブ

（昭和 56 年度における年間利用者数 1,064 万人）

（春秋期） 野外スポーツ、ドライブ

（冬 期） スキー

（通 年） 自然探勝、登山、ハイキング、参詣

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

本地域（陸域）は、国有地 852ha、公有地 2,254ha、私有地 3,748haであり、私有地の公園全体に占める割合が大きい。

イ 人口及び産業

（ア）本地域に関係する各市の人口及び世帯数は次の通りである（平成 29 年 11 月現在）。

県名	市町村名	人口（人）	世帯数（戸）
兵庫県	神戸市	<u>1,532,391</u>	<u>715,393</u>
	西宮市	<u>488,453</u>	<u>213,755</u>
	芦屋市	<u>95,060</u>	<u>42,287</u>
	宝塚市	<u>255,555</u>	<u>95,984</u>
合計		<u>2,371,459</u>	<u>1,067,419</u>

※各市HPより引用

（イ）本地域に関係する各市の産業別人口は、次の通りである（平成 22 年 10 月現在）。

兵庫県	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業		合計
	人数	%	人数	%	人数	%	

(3) 社会的経済的背景

ア 土地所有別現況

(単位：ha)

県	市	国有地	公有地	私有地	合計
兵庫県	神戸市	56	2,291	2,590	4,937
	西宮市	14	402	657	1,073
	芦屋市	-	243	265	508
	宝塚市	-	-	278	278
		70	2,936	3,790	6,796

イ 人口及び産業

本公園のうち、まとまって常住人口があるのは、神戸市域の六甲山町に約 1,200 人と芦屋奥池周辺の約 900 人があげられる。

産業は、当地の殆どが山林で、阪神間の都市近郊に位置するため、山頂一帯、特に六甲最高峰附近から、摩耶山にかけて、公共団体及び民間の寮や保養所が 100 以上をかぞえ、また、遊園地、植物園、宿舍等のレジャー施設が多数点在している。

神戸市	4,974	0.8	124,429	20.0	494,038	79.2	623,441
西宮市	646	0.3	38,197	19.7	155,543	80.0	194,386
芦屋市	82	0.2	6,498	17.4	30,740	82.4	37,320
宝塚市	854	0.9	18,010	19.8	72,136	79.3	91,000
合計	6,556	0.7	187,134	19.8	752,457	79.5	946,147

※「平成 22 年度国勢調査」より引用

本地域のうち、まとまって常住人口があるのは、神戸市域の六甲山町の約 200 人と芦屋市域の奥池周辺の約 1,300 人である。

産業別就業者数の割合は、本地域に関係する自治体が阪神間の都市圏に位置するため、第 3 次産業の割合が 8 割程度と高くなっている。国立公園区域内には、レジャー施設が多数点在しているが、このような観光産業従事者は山麓の阪神間の都市から通勤している者が多い。

ウ 権利制限関係

(ア) 保安林

(国有林)

種類	位置	重複 面積 (ha)	指定年月日
土砂流出防備	兵庫県神戸市灘区 地内	36	昭 53.3.11
	兵庫県西宮市 地内	14	大 6.7.4
保健	兵庫県神戸市灘区 地内	36	昭 35.3.11
	兵庫県西宮市 地内	14	昭 53.3.11

ウ 権利制限関係

(ア) 保安林

(単位 : ha)

(民有林)			
種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	兵庫県神戸市北区 地内	53	昭 26. 4. 30
土砂流出防備	兵庫県神戸市灘区 地内	65	昭 34. 12. 28
			昭 42. 12. 5
			昭 57. 4. 9
			昭 57. 11. 24
			昭 58. 8. 30
			昭 59. 10. 24
	兵庫県神戸市兵庫区 地内	21	昭 45. 6. 22
			昭 46. 11. 10
	兵庫県神戸市北区 地内	1, 371	昭 59. 2. 16
			明 40. 12. 28
昭 2. 5. 3			
昭 16. 4. 9			
昭 34. 6. 11			
昭 56. 12. 6			
昭 57. 1. 29			
昭 57. 4. 9			
昭 57. 7. 12			
昭 58. 8. 13			
兵庫県神戸市中央区 地内	101	昭 59. 9. 10	
		昭 59. 10. 24	
		昭 62. 6. 30	
		昭 20. 5. 21	
兵庫県西宮市 地内	5	昭 45. 6. 22	
		昭 46. 11. 10	
		昭 57. 3. 26	
兵庫県芦屋市 地内	296	昭 57. 10. 23	
		平 11. 7. 27	
		平 11. 12. 8	
		昭 34. 11. 8	
			平 7. 8. 18
			平 9. 10. 23
			平 21. 3. 6

種 類	位 置	重複面積
土砂崩落流出防備	兵庫県神戸市北区地内	998
	〃 〃 中央区地内	88
	〃 〃 灘区地内	755
	〃 〃 東灘区地内	454
	〃 〃 兵庫区地内	46
	兵庫県西宮市地内	54
	〃 芦屋市地内	154
水源かん養	〃 宝塚市地内	100
	〃 神戸市北区地内	66

			<u>平 23. 4. 5</u> <u>平 26. 3. 14</u>
	<u>兵庫県宝塚市 地内</u>	<u>49</u>	<u>昭 30. 2. 16</u>
<u>土砂崩壊防備</u>	<u>兵庫県神戸市東灘区 地内</u>	<u>415</u>	<u>昭 14. 5. 23</u> <u>昭 14. 7. 25</u>
	<u>兵庫県神戸市灘区 地内</u>	<u>511</u>	<u>昭 8. 5. 5</u> <u>昭 14. 6. 3</u> <u>昭 14. 6. 7</u> <u>昭 25. 4. 22</u> <u>昭 27. 7. 23</u> <u>昭 31. 7. 8</u> <u>昭 44. 2. 28</u>
	<u>兵庫県神戸市兵庫区 地内</u>	<u>13</u>	<u>昭 14. 6. 3</u> <u>平 21. 3. 31</u>
	<u>兵庫県神戸市北区 地内</u>	<u>2</u>	<u>昭 14. 6. 6</u>
	<u>兵庫県神戸市中央区 地内</u>	<u>108</u>	<u>昭 14. 6. 3</u>
	<u>兵庫県西宮市 地内</u>	<u>19</u>	<u>昭 46. 2. 5</u> <u>昭 62. 12. 12</u>
<u>干害防備</u>	<u>兵庫県神戸市中央区 地内</u>	<u>1</u>	<u>昭 51. 4. 16</u>
<u>防火</u>	<u>兵庫県神戸市灘区 地内</u>	<u>5</u>	<u>昭 28. 4. 9</u> <u>昭 28. 6. 14</u>
<u>航空目標</u>	<u>兵庫県神戸市中央区 地内</u>	<u>9</u>	<u>明 30. 12. 31</u>
<u>保健</u>	<u>兵庫県神戸市灘区 地内</u>	<u>276</u>	<u>昭 53. 3. 11</u> <u>昭 58. 5. 11</u>
	<u>兵庫県神戸市北区 地内</u>	<u>801</u>	<u>昭 58. 5. 11</u>
(イ) 鳥獣保護区			
名称	位置	重複	当初指定 年月日

		面積 (ha)	
六甲山 <u>鳥獣保護区</u>	兵庫県神戸市東灘区 地内	<u>593</u>	昭 38. 11. 1
	兵庫県神戸市灘区 地内	<u>1, 581</u>	
	兵庫県神戸市兵庫区 地内	<u>107</u>	
	兵庫県神戸市北区 地内	<u>1, 216</u>	
	兵庫県神戸市中央区 地内	<u>395</u>	
西宮市表山 <u>鳥獣保護区</u>	兵庫県西宮市 地内	<u>212</u>	昭 37. 11. 30
芦屋市裏山 <u>鳥獣保護区</u>	兵庫県芦屋市 地内	<u>518</u>	昭 37. 1. 15

(ウ) 史跡名勝天然記念物

区分	名称	位置	指定年月日
国指定名勝	<u>再度公園・再度山永久植生保存地・神戸外国人墓地</u>	<u>兵庫県神戸市北区 地内</u>	<u>平 19. 2. 6</u>

(エ) 近郊緑地保全地区

名称	位置	重複 面積 (ha)	指定年月日
----	----	------------------	-------

(イ) 鳥獣保護区

名 称	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
六甲山	兵庫県神戸市北区地内	1, 476	昭 38. 11. 1
〃	〃 中央区地内	410	
〃	〃 灘区地内	1, 720	
〃	〃 東灘区地内	488	
〃	〃 兵庫区地内	110	
西宮市表山	〃 西宮市地内	228	昭 37. 11. 30
芦屋市裏山	〃 芦屋市地内	508	昭 37. 1. 15

(ウ) 近郊緑地保全区域

名 称	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
-----	-----	--------------	-------

六甲近郊緑地保 全区域	兵庫県神戸市東灘区 地内	<u>593</u>	昭 43. 2. 23 昭 44. 4. 11 昭 61. 7. 30 平 9. 10. 23
	兵庫県神戸市灘区 地内	<u>1,473</u>	
	兵庫県神戸市兵庫区 地内	<u>107</u>	
	兵庫県神戸市北区 地内	<u>1,994</u>	
	兵庫県神戸市中央区 地内	<u>395</u>	
	兵庫県西宮市 地内	<u>1,053</u>	昭 43. 2. 23 昭 46. 3. 10
	兵庫県芦屋市 地内	<u>519</u>	昭 43. 2. 23 昭 46. 3. 10
	兵庫県宝塚市地内	<u>271</u>	昭 43. 2. 23 昭 46. 3. 10
(才) 風致地区			
名称	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
六甲山	兵庫県神戸市北区 地内	<u>2,037</u>	昭 45. 7. 14
	兵庫県神戸市中央区 地内	<u>394</u>	
	兵庫県神戸市灘区 地内	<u>1,796</u>	
	兵庫県神戸市東灘区 地内	<u>593</u>	
	兵庫県神戸市兵庫区 地内	<u>106</u>	
	兵庫県芦屋市 地内	<u>515</u>	昭 45. 7. 14
東六甲山	兵庫県西宮市 地内	<u>405</u>	昭 63. 6. 21

六 甲	兵庫県神戸市北区地内	2,054	昭 46. 3. 10
	〃 〃 中央区地内	410	
	〃 〃 灘区地内	1,466	
	〃 〃 東灘区地内	580	
	〃 〃 兵庫区地内	110	
	〃 西宮市地内	1,050	
	〃 芦屋市地内	508	
	〃 宝塚市地内	278	
(工) 風致地区			
名 称	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
六甲山	兵庫県神戸市北区地内	2,196	昭 45. 7. 14
	〃 〃 中央区地内	410	
	〃 〃 灘区地内	1,722	
	〃 〃 東灘区地内	580	
	〃 〃 兵庫区地内	110	
東六甲山	〃 芦屋市地内	508	昭 46. 3. 30
	〃 西宮市地内	410	

(力) 都市計画公園

<u>名称</u>	<u>位置</u>	<u>重複面積</u> <u>(ha)</u>	<u>告示年月日</u>
<u>瑞宝寺公園</u>	<u>兵庫県神戸市北区 地内</u>	<u>4</u>	<u>昭 33. 3. 31</u>
<u>中央森林公園</u> <u>(森林植物園)</u>	<u>兵庫県神戸市北区 地内</u>	<u>116</u>	<u>昭 58. 2. 25</u>
<u>布引公園</u>	<u>兵庫県神戸市中央区 地内</u>	<u>2</u>	<u>昭 33. 3. 31</u>
<u>奥山公園</u>	<u>兵庫県芦屋市 地内</u>	<u>0. 3</u>	<u>昭</u> <u>58. 11. 29</u>

4 変更する公園区域

瀬戸内海国立公園の区域の一部を次のとおり変更する。

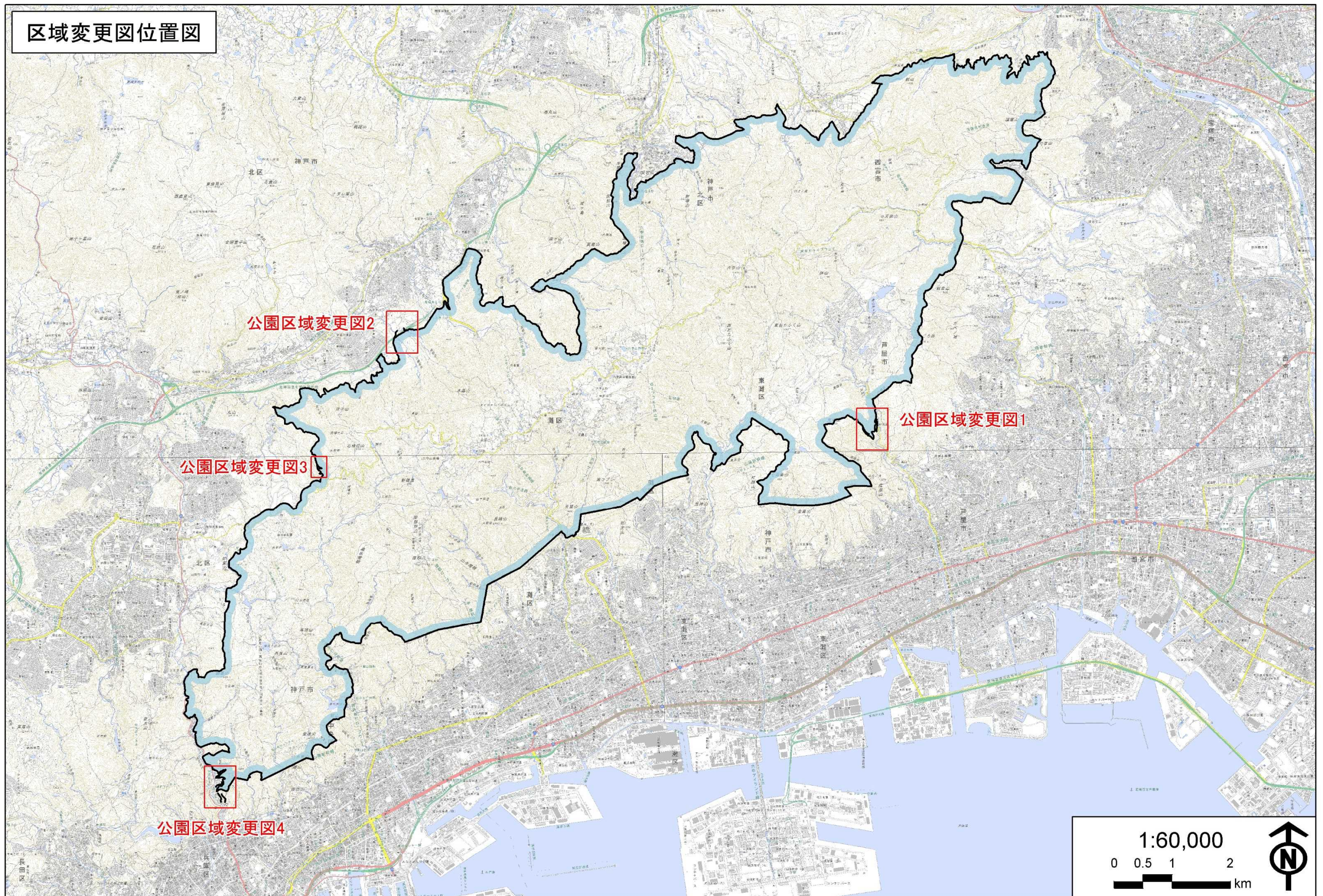
(表 3：公園区域（陸域）変更表)

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
1	拡張	兵庫県芦屋市 奥山の一部	公園区域を明確にするため、区域線を変更し、区域が拡張したため。	1 国 0 公 1 私 0
2	削除	兵庫県神戸市 北区山田町上谷上の一部	公園区域を明確にするため、区域線を変更し、区域が縮小したため。	△1 国 0 公 0 私 △1
3	削除	兵庫県神戸市 北区山田町上谷上の一部	公園区域を明確にするため、区域線を変更し、区域が縮小したため。	△0 国 0 公 0 私 0

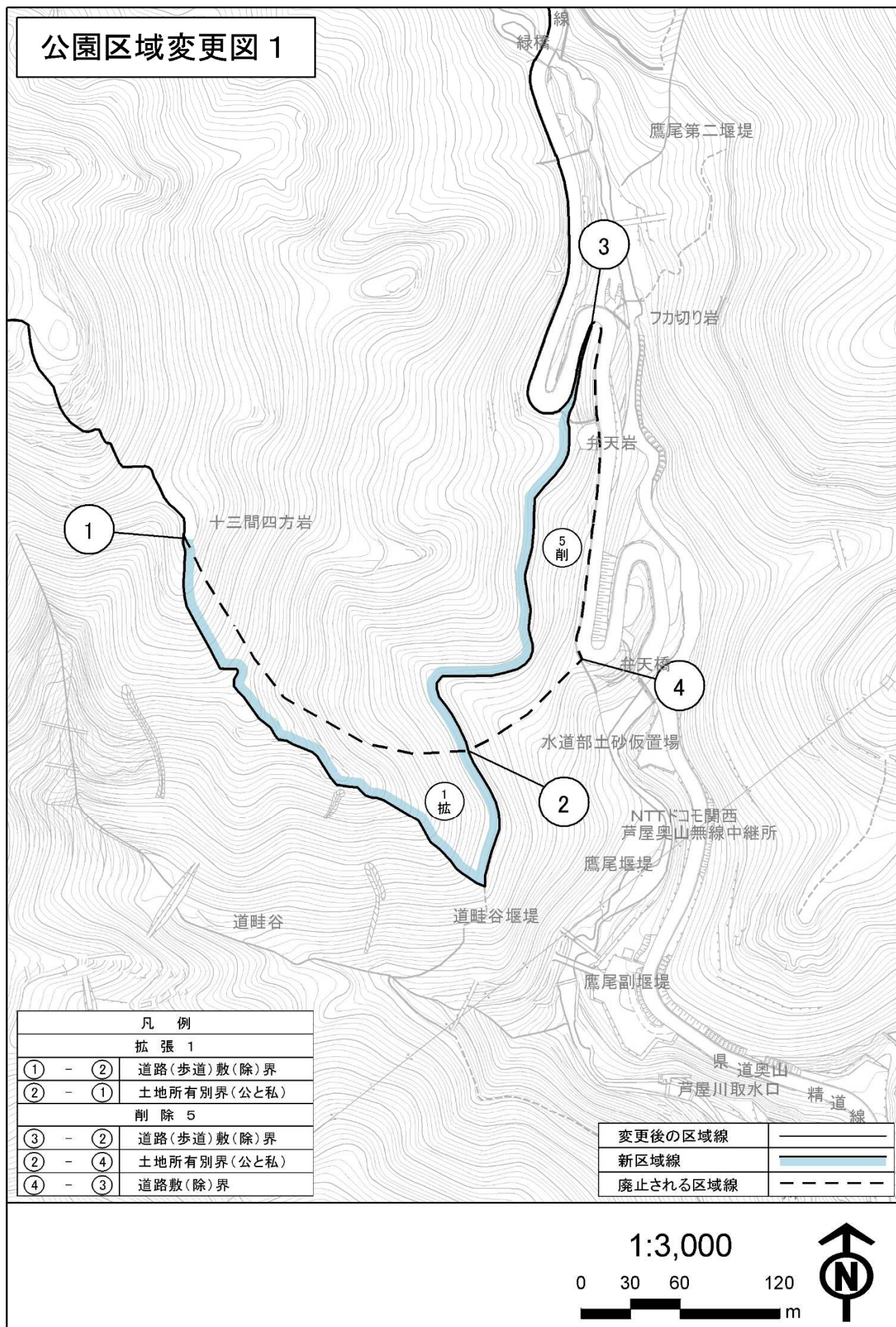
番号	区分	変 更 部 分 の 区 域	変 更 理 由	面 積 (ha)
4	削除	兵庫県神戸市 兵庫区平野町の一部	公園区域を明確にするため、区域線を変更し、区域が縮小したため。	△4 〔 国 △1 公 △2 私 △1 〕
5	削除	兵庫県芦屋市 奥山の一部	公園区域を明確にするため、区域線を変更し、区域が縮小したため。	△1 〔 国 0 公 0 私 △1 〕
			変更部分 面 積 計	△5 〔 国 △1 公 △1 私 △3 〕
			変 更 前 公園面積	6,859 (6,788) 〔 国 853 公 2,255 私 3,751 〕
			変 更 後 公園面積	6,854 〔 国 852 公 2,254 私 3,748 〕

注) 既存の公園区域の面積は、GISソフトを用いて再計算した数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

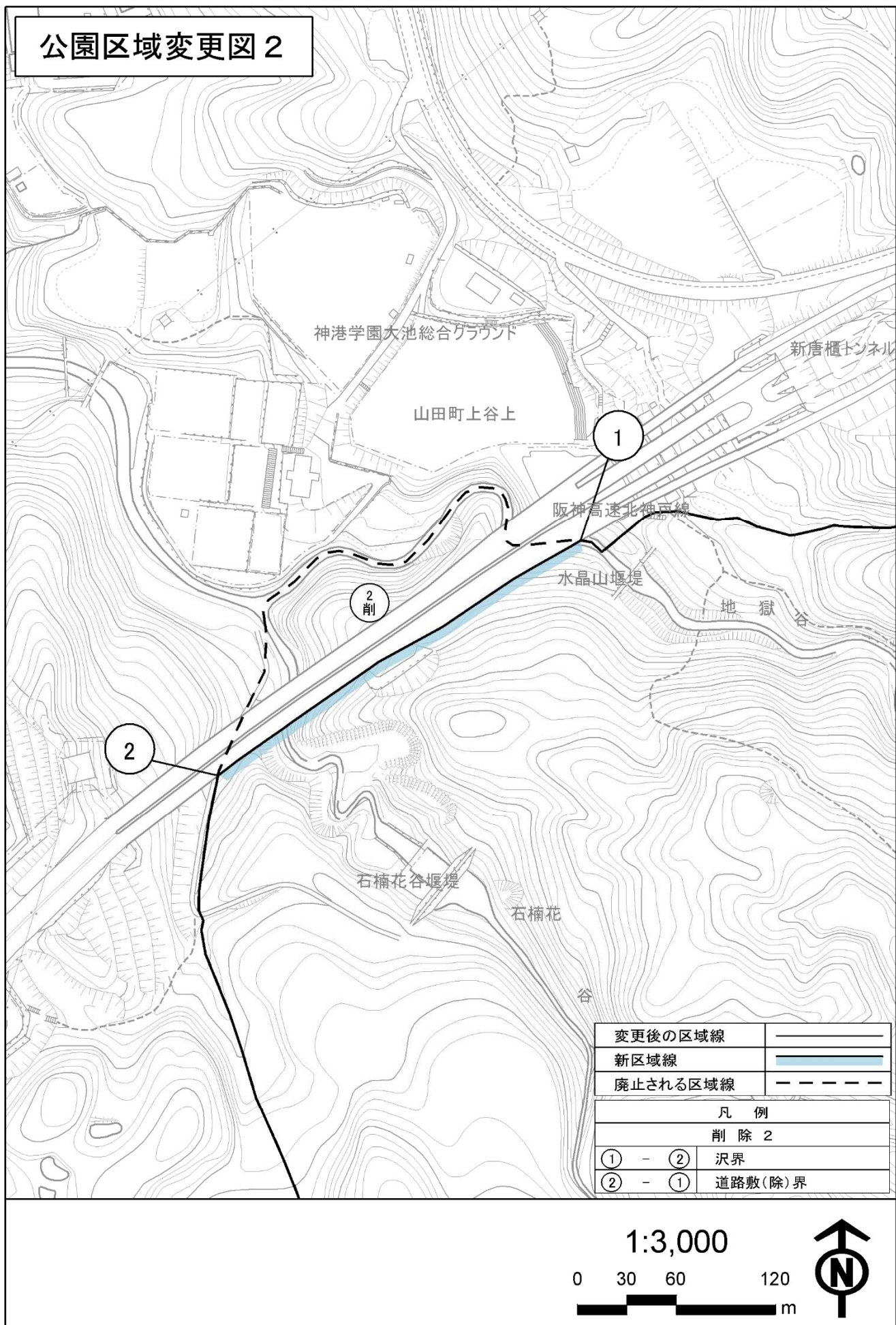
区域変更図位置図



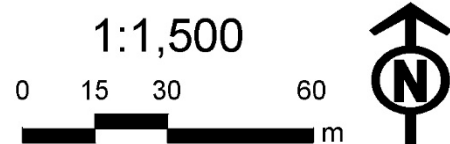
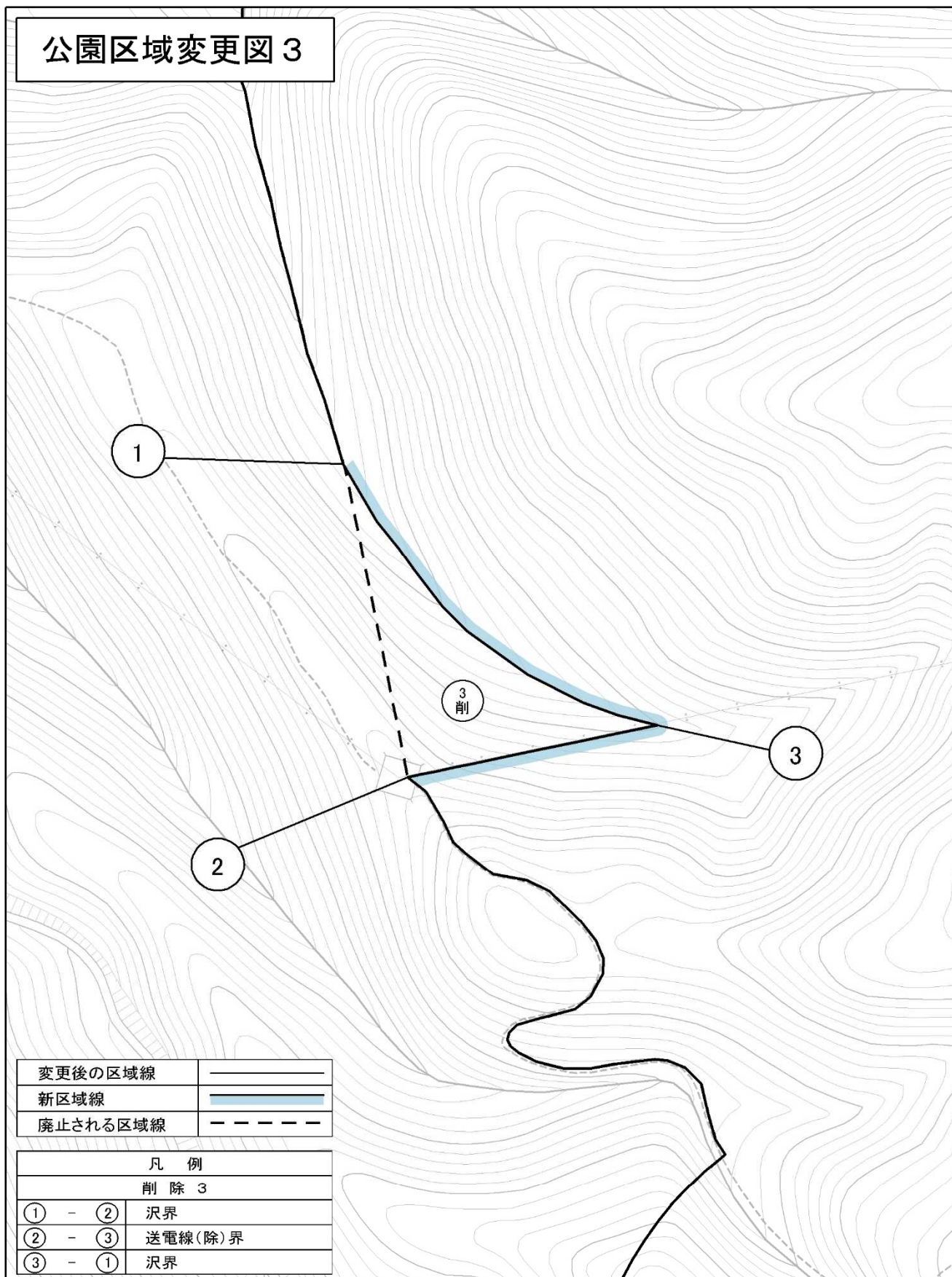
公園区域変更図 1



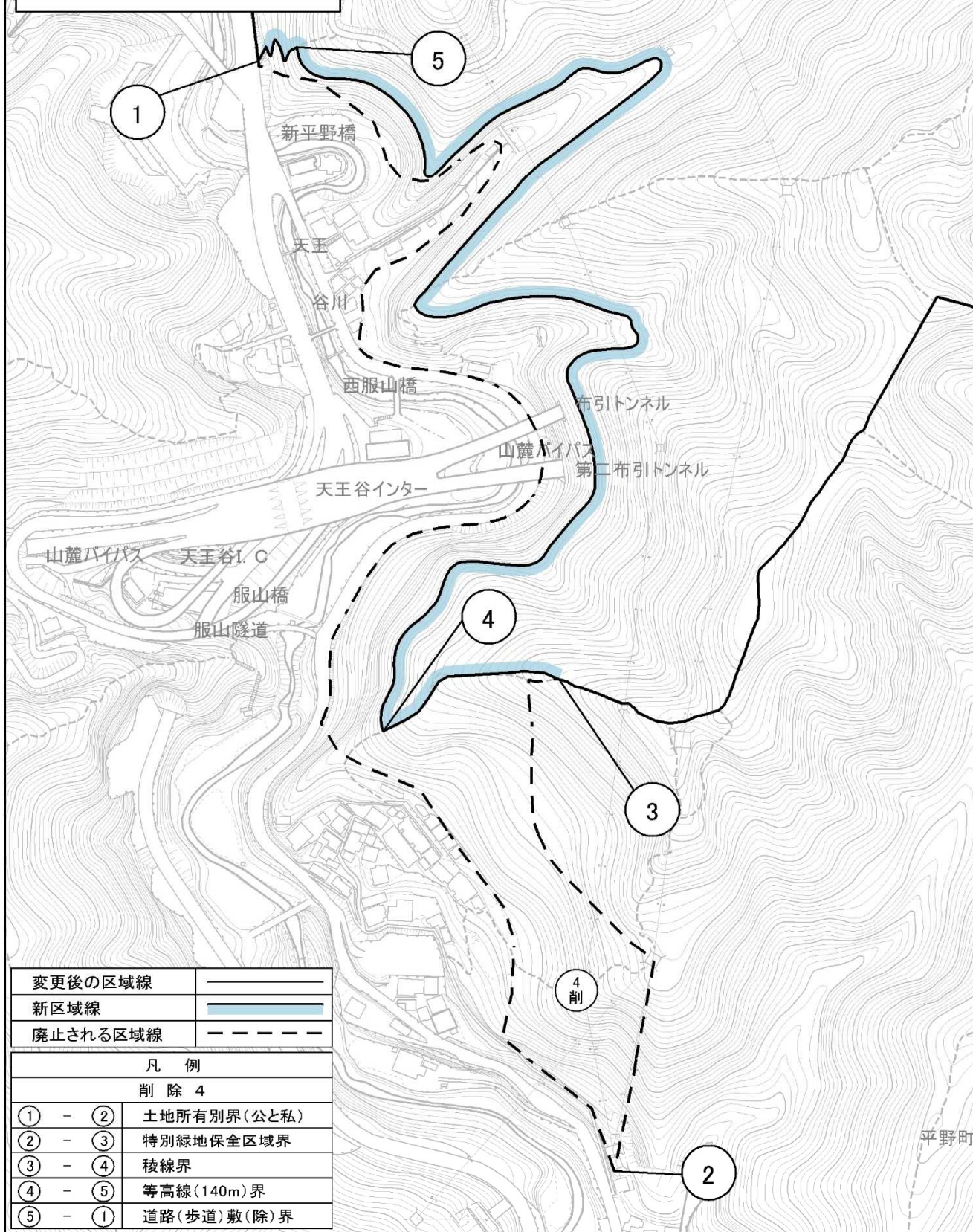
公園区域変更図 2



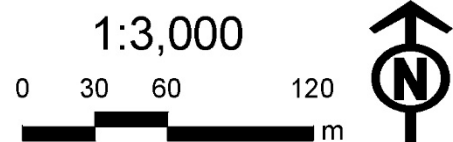
公園区域変更図 3



公園区域変更図 4



変更後の区域線	———
新区域線	———
廃止される区域線	- - - - -
凡 例	
削 除 4	
① - ②	土地所有別界(公と私)
② - ③	特別緑地保全区域界
③ - ④	稜線界
④ - ⑤	等高線(140m)界
⑤ - ①	道路(歩道)敷(除)界



第2 公園計画の変更

1 変更理由

瀬戸内海六甲地域は、瀬戸内海国立公園の東部に位置し、六甲山系のうち東の譲葉山から六甲山、摩耶山を経て、西の再度山までの東西約 20km に及ぶ区域を有する。本地域は昭和 31 年 5 月 1 日に区域が指定された後、特別地域の指定、特別保護地区の指定、区域の変更を経て、昭和 59 年 6 月 15 日に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が実施されている。その後、平成 5 年 7 月 19 日に第 1 次点検、平成 13 年 3 月 30 日に第 2 次点検、平成 22 年 2 月 9 日に第 3 次点検が行われ、現在に至っている。

本地域は、阪神の大都市に近接し、各種利用施設や交通網が整備されてきたことから、古くから関西における保養・避暑の適地として、また都市住民の身近な野外レクリエーションの場として親しまれてきた。山上からの眺望や、バリエーション豊富な登山道は、本地域の大きな魅力となっている。

しかし近年、保養所の閉鎖、宿泊施設の休業、利用施設の老朽化などが課題となっており、地元自治体や民間事業者において、インバウンド対策も含めた六甲山の活性化への取り組みが進められているところである。大都市の近郊にありながら豊かな自然が保全されているという最大の特徴を活かし、歴史ある保養地、避暑地として六甲山らしい質の高いサービスの提供が行われるよう、特に利用の観点から公園計画の変更を行うことが必要となっている。

以上のことから、今回点検は、第 3 次点検以降における本地域を取り巻く情勢変化を踏まえ、六甲地域の魅力を最大限発揮させ、六甲山らしい公園利用を推進するため、必要な公園計画の変更を行うものである。具体的には、規制計画について、区域線の明確化を図るための変更、利用拠点としての機能が期待される地域の地種区分の変更を行い、事業計画について、集団施設地区の追加、利用の実態を踏まえた利用施設計画の整理を行う。

2 基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表 4：基本方針変更表)

変更後	変更前
<u>瀬戸内海国立公園は、わが国屈指の内海多島海景観に加えて、自然・人文の融和した特徴的な景観を有することから、昭和 9 年に備讃瀬戸が我が国最初の国立公園の 1 つとして指定され、その後昭和 25 年及び昭和 31 年の区域拡張により、ほぼ現在の区域を形成するに至っている。</u> <u>昭和 31 年 5 月 1 日に区域編入された六甲地域は、瀬戸内海国立公園の東部に位置し、六甲山系のうち東の譲葉山から六甲山、摩耶山を経て、西の再度山までの東西約 20km に及ぶ山岳区域を有する。本地域は、阪神の大都市に近接し、古くから各種利用施設や交通網が整備されてきたことから、関西における保養・避暑の適地として、また都市住民の身近な野外レクリエーションの場として親しまれてきた。山上からの眺望や、バリエーション豊富な登山道は、本地域の大きな魅力となっている。また、かつては乱伐によって荒廃した山となっていたが、現在では植林事業などによって緑豊かな環境に回復し、都市近郊にあっては貴重なものとなっている。</u> <u>本地域の利用の形態としては、観光施設利用、風景（眺望）鑑賞、登山などが大部分を占めている。電車、バス、ケーブルカーなどの交通網が公園内外で整備されているため、これらを利用してアクセスする場合も多く、近隣の有馬温泉や神戸市街地の観光地との一体的な利用も見られる。</u> <u>これらにより、本地域については、「街とつながり人が集う賑わいの山」「都市山・六甲」を目指し、大都市近郊の国立公園として、人の手によって育まれた緑豊かな自然を活かし、六甲山らしい上質な山遊びの空間</u>	再検討時（昭和 59 年）の公園計画書に記載なし。

とサービスを提供することで、地域の活性化に貢献するものとする。

以上の自然的・社会的状況を踏まえながら風致景観の保全を図るとともに、適切な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定めることとする。

(1) 規制計画

ア 保護規制計画

(ア) 特別地域

ア) 特別保護地区

自然林が残存している六甲山頂付近、再度山等を中心とした良好な自然景観を残している地域については、特別保護地区として、特に厳正に景観を保護する。

イ) 第1種特別地域

バッドランド地形が見られる蓬莱峡、ロックガーデンの他、特別保護地区に準じる良好な自然景観を形成している地域については、第1種特別地域として、現在の風致を極力保護する。

ウ) 第2種特別地域

六甲山地区や摩耶山地区、奥池地区など利用に供されている地域については、第2種特別地域として、現在の風致を維持する。

(2) 事業計画

ア 施設計画

(ア) 利用施設計画

ア) 集団施設地区

本地域の利用拠点となっており、利用施設が面的に整備されている六甲山地区、摩耶山地区については、風景（眺望）鑑賞、自然散策、野外レクリエーション、登山利用、保健休養等の多様なニーズに対応するため一体的な整備を図る必要があることから、集団施設地区とし、適切な整備方針等を定める。

イ）単独施設

山上における風景（眺望）鑑賞や自然散策、野外レクリエーション利用の適切な推進を図るため、利用状況や整備効果を踏まえ、公園利用に必要な施設や既に公園利用に供されている施設を計画に位置づける。計画にあたっては、事業実施の可能性や風致景観の保全に配慮しながら、適切な種別の計画とする。

ウ）道路（車道）

山麓の市街地から山上の集団施設地区や園地等の利用拠点への到達路線、興味地点をつなぐ路線等のうち、公園利用上必要な路線を位置づける。

エ）道路（歩道）

登山道や歩道のうち、風景（自然景観・人文景観）・歴史・文化等の本地域の多彩な魅力を体感できる代表的な路線について、利用状況や整備効果を踏まえ、事業実施の可能性や風致景観の保全に配慮しながら、公園利用上必要な路線を位置づける。

オ）運輸施設

<u>山麓の市街地と山上を結ぶアクセスとして重要なケーブルカー、ロープウェー、一般自動車道等を位置づける。</u>	
---	--

3 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画及び関連事項

保護規制計画等の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 5：特別地域変更表)

都道府県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
兵庫県	神戸市内	5,010	神戸市内	5,015
	国有林兵庫森林管理署 253 林班の全部	〔 国 815 公 1,645 私 2,550 〕	国有林兵庫森林管理署 253 林班の全部	(4,937)
	神戸市東灘区		神戸市東灘区	〔 国 816 公 1,647 私 2,552 〕
	本山町岡本、北畑、中野、森の各一部		本山町岡本、北畑、中野、森の各一部	
	神戸市灘区		神戸市灘区	
	摩耶山町の全部		摩耶山町の全部	
	岩屋の一部		岩屋の一部	
	上野の一部		上野の一部	
	大石長峰山の一部		大石長峰山の一部	
	五毛の一部		五毛の一部	
	篠原大月山、深谷山、小屋場山の各一部		篠原大月山、深谷山、小屋場山の各一部	
	水車新田の一部		水車新田の一部	
	高羽の一部		高羽の一部	
	畑原の一部		畑原の一部	
	原田の一部		原田の一部	
	六甲山町一ヶ谷、北六甲、シャクナゲ、中一里山、東山の内西谷、南六甲の全部並びに五介山、清水、西谷山の各一部		六甲山町一ヶ谷、北六甲、シャクナゲ、中一里山、東山の内西谷、南六甲の全部並びに五介山、清水、西谷山の各一部	

都道府県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
	神戸市兵庫区 平野町の一部 神戸市北区 有野町唐櫃の一部 有馬町の一部 山田町小部、上谷上、下谷上の各一部 神戸市中央区 神戸港地方の一部 葺合町の一部		神戸市兵庫区 平野町の一部 神戸市北区 有野町唐櫃の一部 有馬町の一部 山田町小部、上谷上、下谷上の各一部 神戸市中央区 神戸港地方の一部 葺合町の一部	
	西宮市内 兵庫森林管理署 257 林班の全部 西宮市 越水社家郷山の一部 塩瀬町生瀬の一部 山口町船坂の一部	1,054 〔国 21〕 公 350 私 683〕	西宮市内 兵庫森林管理署 257 林班の全部 西宮市 越水社家郷山の一部 塩瀬町生瀬の一部 山口町船坂の一部	1,054 (1,073) 〔国 21〕 公 350 私 683〕
	芦屋市 奥池町の全部 奥池南町の全部 奥山の一部	519 〔国 16〕 公 248 私 255〕	芦屋市 奥池町の全部 奥池南町の全部 奥山の一部	519 (508) 〔国 16〕 公 247 私 256〕
	宝塚市 伊子志字武庫山の一部 小林字西山の一部 蔵人の一部 ゆずり葉台の一部	271 〔国 0〕 公 11 私 260〕	宝塚市 伊子志字武庫山の一部 小林字西山の一部 蔵人の一部 ゆずり葉台の一部	271 (270) 〔国 0〕 公 11 私 260〕

都道府県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
			変更部分面積合計	△5 [国 △1 公 △1 私 △3]
			変更前特別地域面積	6,859 (6,788) [国 853 公 2,255 私 3,751]
			変更後特別地域面積	6,854 [国 852 公 2,254 私 3,748]

注) 既存の公園区域の面積は、GISソフトを用いて再計算した数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

(ア) 特別保護地区

特別保護地区の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 6：特別保護地区変更表)

番号	区分	内 容	名 称	変更部分の区域	変 更 理 由	面積 (ha)
1	削除	第 2 種特別地域へ 振替	摩耶山	兵庫県神戸市灘区 大石長峰山の一部	既に利用施設等が面的に整備され、今後も利用拠点としての機能が期待されるため、適切な利用の推進と快適な利用環境確保の観点から風致の保護水準に見合った地種区分に変更する。	△0 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 0 〕
2	削除	第 2 種特別地域へ 振替	高雄山	兵庫県神戸市灘区 摩耶山町の一部	既に利用施設等が面的に整備され、今後も利用拠点としての機能が期待されるため、適切な利用の推進と快適な利用環境確保の観点から風致の保護水準に見合った地種区分に変更する。	△1 〔 国 0 〕 〔 公 △1 〕 〔 私 0 〕
3	削除	第 1 種特別地域へ 振替	有馬四十八 滝	兵庫県神戸市北区 有馬町の一部	区域線の明確化を図るため。	△2 〔 国 0 〕 〔 公 △1 〕 〔 私 △1 〕
					変更部分面積計	△3 〔 国 0 〕 〔 公 △2 〕 〔 私 △1 〕
					変更前特別保護地区面積	624 (596) 〔 国 173 〕 〔 公 276 〕 〔 私 275 〕
					変更後特別保護地区面積	621 〔 国 173 〕 〔 公 275 〕 〔 私 273 〕

注) 既存の公園区域の面積は、GISソフトを用いて再計算した数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

(イ) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を次のとおり変更する。

(表 7：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
3	拡張	特別保護地区からの振替	六甲山	兵庫県神戸市北区 有馬町の一部	区域線の明確化を図るため。	2 〔 国 0 〕 〔 公 1 〕 〔 私 1 〕
4	拡張	特別地域の拡張	ロックガーデン	兵庫県芦屋市 奥山の一部	区域線の明確化を図るため。	1 〔 国 0 〕 〔 公 1 〕 〔 私 0 〕
5	削除	第2種特別地域へ振替	摩耶山	兵庫県神戸市灘区 摩耶山町の一部	既に利用施設等が面的に整備され、今後も利用拠点としての機能が期待されるため、適切な利用の推進と快適な利用環境確保の観点から風致の保護水準に見合った地種区分に変更する。	△15 〔 国 △1 〕 〔 公 △10 〕 〔 私 △4 〕
6	削除	第2種特別地域へ振替	摩耶山	兵庫県神戸市灘区 六甲山町中一里山、 東山の内西谷の各一部	区域線の明確化を図るため。	△7 〔 国 0 〕 〔 公 △1 〕 〔 私 △6 〕
7	削除	特別地域の縮小	摩耶山	兵庫県神戸市兵庫区 平野町の一部	区域線の明確化を図るため。	△4 〔 国 △1 〕 〔 公 △2 〕 〔 私 △1 〕
8	削除	特別地域の縮小	ロックガーデン	兵庫県芦屋市 奥山の一部	区域線の明確化を図るため。	△1 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 △1 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
					変更部分面積計	△24 〔 国 △2 〕 公 △11 私 △11
					変更前第1種特別地域面積	2,694 (2,680) 〔 国 377 〕 公 1,586 私 731
					変更後第1種特別地域面積	2,670 〔 国 375 〕 公 1,575 私 720

注) 既存の公園区域の面積は、GISソフトを用いて再計算した数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

(ウ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 8：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	特別保護地区からの振替	摩耶山	兵庫県神戸市灘区 大石長峰山の一部	既に利用施設等が面的に整備され、今後も利用拠点としての機能が期待されるため、適切な利用の推進と快適な利用環境確保の観点から風致の保護水準に見合った地種区分に変更する。	0 〔国 公 私 0〕
2	拡張	特別保護地区からの振替	摩耶山	兵庫県神戸市灘区 摩耶山町の一部	既に利用施設等が面的に整備され、今後も利用拠点としての機能が期待されるため、適切な利用の推進と快適な利用環境確保の観点から風致の保護水準に見合った地種区分に変更する。	1 〔国 公 私 0〕
5	拡張	第1種特別地域からの振替	摩耶山	兵庫県神戸市灘区 摩耶山町の一部	既に利用施設等が面的に整備され、今後も利用拠点としての機能が期待されるため、適切な利用の推進と快適な利用環境確保の観点から風致の保護水準に見合った地種区分に変更する。	15 〔国 公 私 10 4〕
6	拡張	第1種特別地域からの振替	六甲山	兵庫県神戸市灘区 六甲山町中一里山、 東山の内西谷の各一部	区域線の明確化を図るため。	7 〔国 公 私 0 1 6〕
9	削除	特別地域の縮小	六甲山	兵庫県神戸市北区 山田町上谷上の一部	区域線の明確化を図るため。	△1 〔国 公 私 0 0 △1〕
10	削除	特別地域の縮小	六甲山	兵庫県神戸市北区 山田町上谷上の一部	区域線の明確化を図るため。	0 〔国 公 私 0 0 0〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
					変更部分面積計	22 〔 国 1 公 12 私 9 〕
					変更前第 2 種特別地域面積	3, 541 (3, 512) 〔 国 303 公 392 私 2, 846 〕
					変更後第 2 種特別地域面積	3, 563 〔 国 304 公 404 私 2, 855 〕

注) 既存の公園区域の面積は、GISソフトを用いて再計算した数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

イ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 9：地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位：面積ha、比率%)

地域区分		特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公園 地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)	
地種区分		特別保護地区			第 1 種			第 2 種			第 3 種												
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	0ヶ所	0 (0)	0 (0)	0 (0)
兵 庫 県	土地所有別面積	173	275	173	375	1,575	720	304	404	2,855	0	0	0	0	0	0	852	2,254	3,748				
	地種区分別面積 (比率)	621 (9.1)			2,670 (38.9)			3,563 (52.0)			0 (0)			0 (0)			6,854 (100)						
	地域地区別面積 (比率)				6,233 (90.9)																		
	地域別面積 (比率)	6,854 (100)																					
合計（陸域・海域）																				6,854			

注) 既存の公園区域の面積は、GISソフトを用いて再計算した数値による。

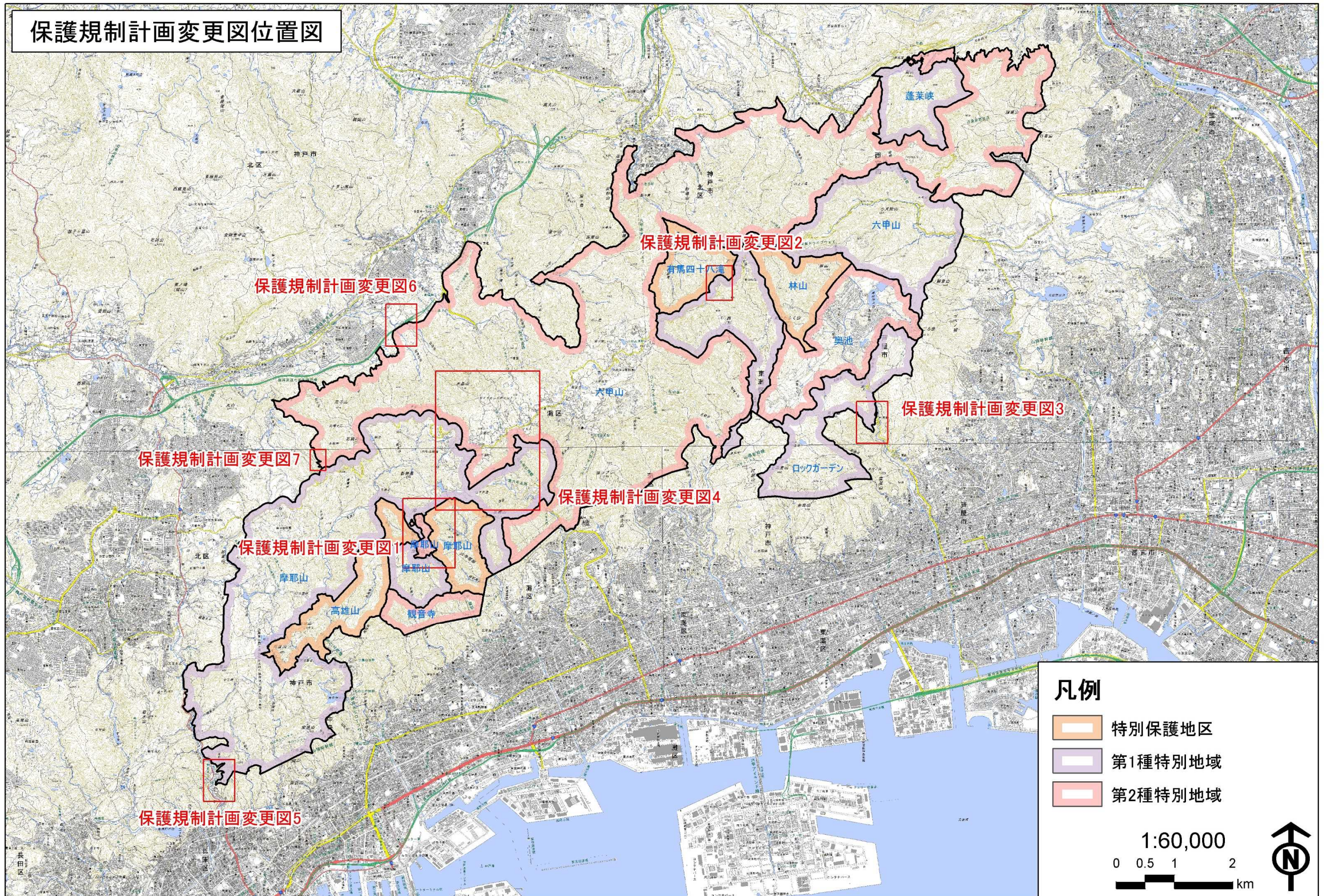
（表 10：地域地区別市町村別面積総括表）

（単位：ha）

		現 行									変 更 後									増 減			
地域地区 市町村名		特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)	海域 公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域) (A')	特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	海域 公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域) (B')	陸域 (B-A)	海域 (B' -A')
		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計						特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計							
兵庫県	神戸市	479 (461)	1,979 (1959)	2,557 (2517)	0	5,015 (4937)	0	5,015 (4937)				476	1,955	2,579	0	5,010	0	5,010				△5	
	西宮市	0 (0)	575 (593)	479 (480)	0	1,054 (1073)	0	1,054 (1073)				0	575	479	0	1,054	0	1,054				0	
	芦屋市	145 (135)	140 (128)	234 (245)	0	519 (508)	0	519 (508)				145	140	234	0	519	0	519				0	
	宝塚市	0 (0)	0 (0)	271 (270)	0	271 (270)	0	271 (270)				0	0	271	0	271	0	271				0	
計		624 (596)	2,694 (2680)	3,541 (3,512)	0	6,859 (6,788)	0	6,859 (6,788)	0	0	0	621	2,670	3,563	0	6,854	0	6,854	0	0	0	△5	0

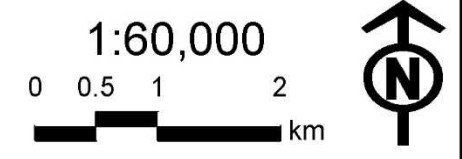
注）既存の公園区域の面積は、GISソフトを用いて再計算した数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

保護規制計画変更図位置図



凡例

- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域



保護規制計画変更図 1

凡 例

【1】	
① - ②	区町界
② - ①	道路(歩道)敷(除)界 ※1
【2】	
③ - ④	土地所有界 (国交省と神戸市)
④ - ⑤	稜線界
⑤ - ③	道路中心線から 100m線界
【5】	
⑥ - ⑦	土地所有界 (国土交通省と民地)
⑦ - ⑧	道路敷(除)界 ※2
⑧ - ⑨	土地所有界 (国土交通省と神戸市)
⑨ - ⑩	道路敷(除)界 ※2
⑩ - ③	土地所有界 (国土交通省と神戸市)
③ - ⑤	道路中心線から 100m線界
⑤ - ④	稜線界
④ - ⑪	道路(歩道)敷(除)界 ※2
⑪ - ⑫	道路中心線より20m界
⑫ - ⑬	図上確定界 (道路端部の延長線)
⑬ - ⑭	道路中心線より25m界
⑭ - ⑮	図上確定界 (国有林界の延長線)
⑮ - ⑯	国有林界
⑯ - ⑰	図上確定界(国有林界 の両端を結ぶ)
⑰ - ⑱	国有林界
⑱ - ⑲	等高線(680m)界
⑲ - ⑳	区町界
⑳ - ⑥	道路(歩道)敷(除)界 ※2

※1 特別保護地区に係る凡例を示す
※2 第1種特別地域に係る凡例を示す

変更に係る区域の凡例

	第2種特別地域
変更に係らない区域の凡例	
	特別保護地区
	第1種特別地域

摩耶山町 奥摩耶・六甲線 摩耶山天上寺 アゴニー坂 摩耶山管理詰所 天竺堂 オールド・摩耶 摩耶ロープウェイ 三社権現跡 天狗道 灘区 摩耶山町 子もの 池 ぼたる園 HK神戸放送局摩耶山テレビ放送所 掬星台 星

1特 [5] 2特 保 [2] 2特 保 [1] 2特

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

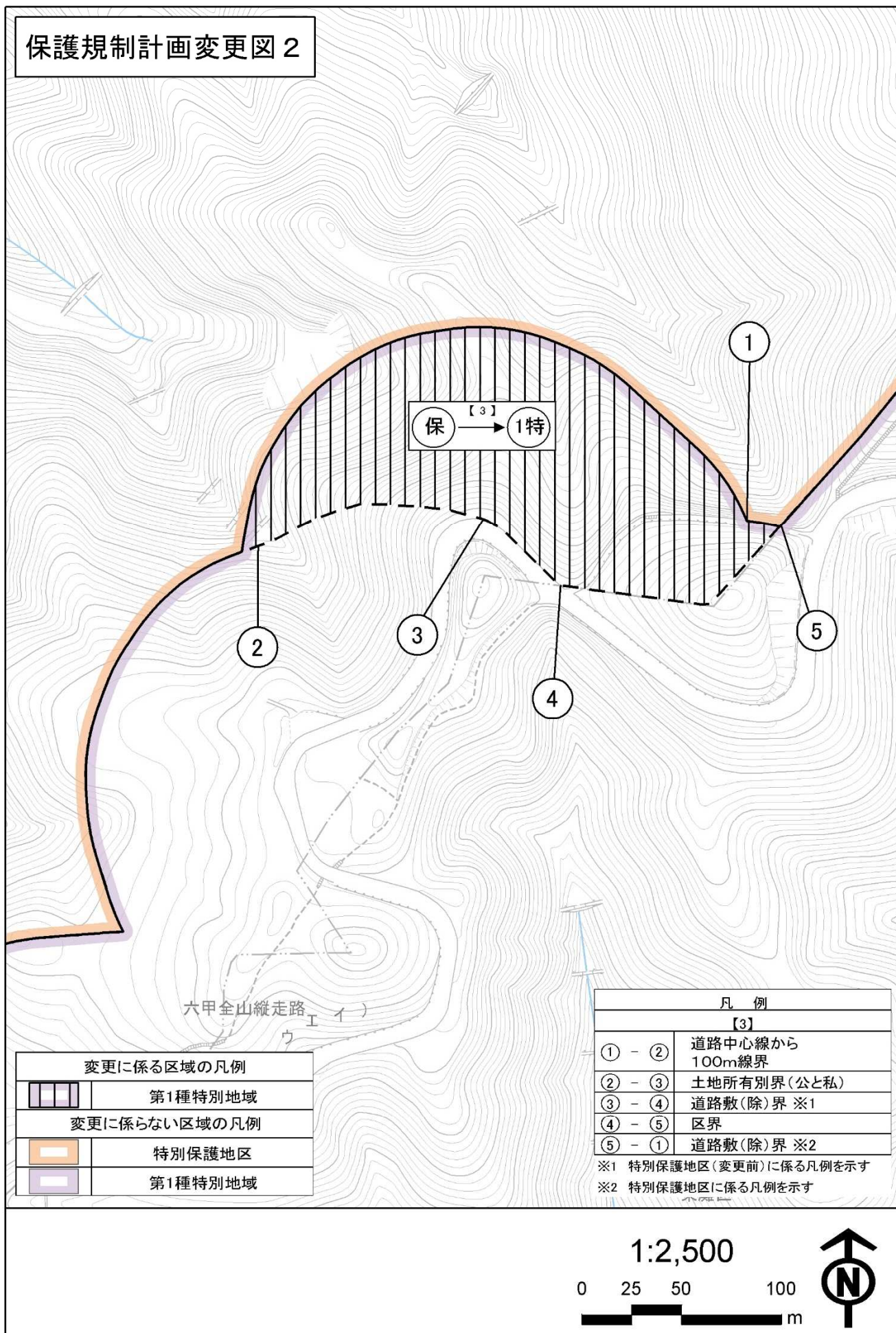
1:3,000
0 30 60 120 m

↑ N

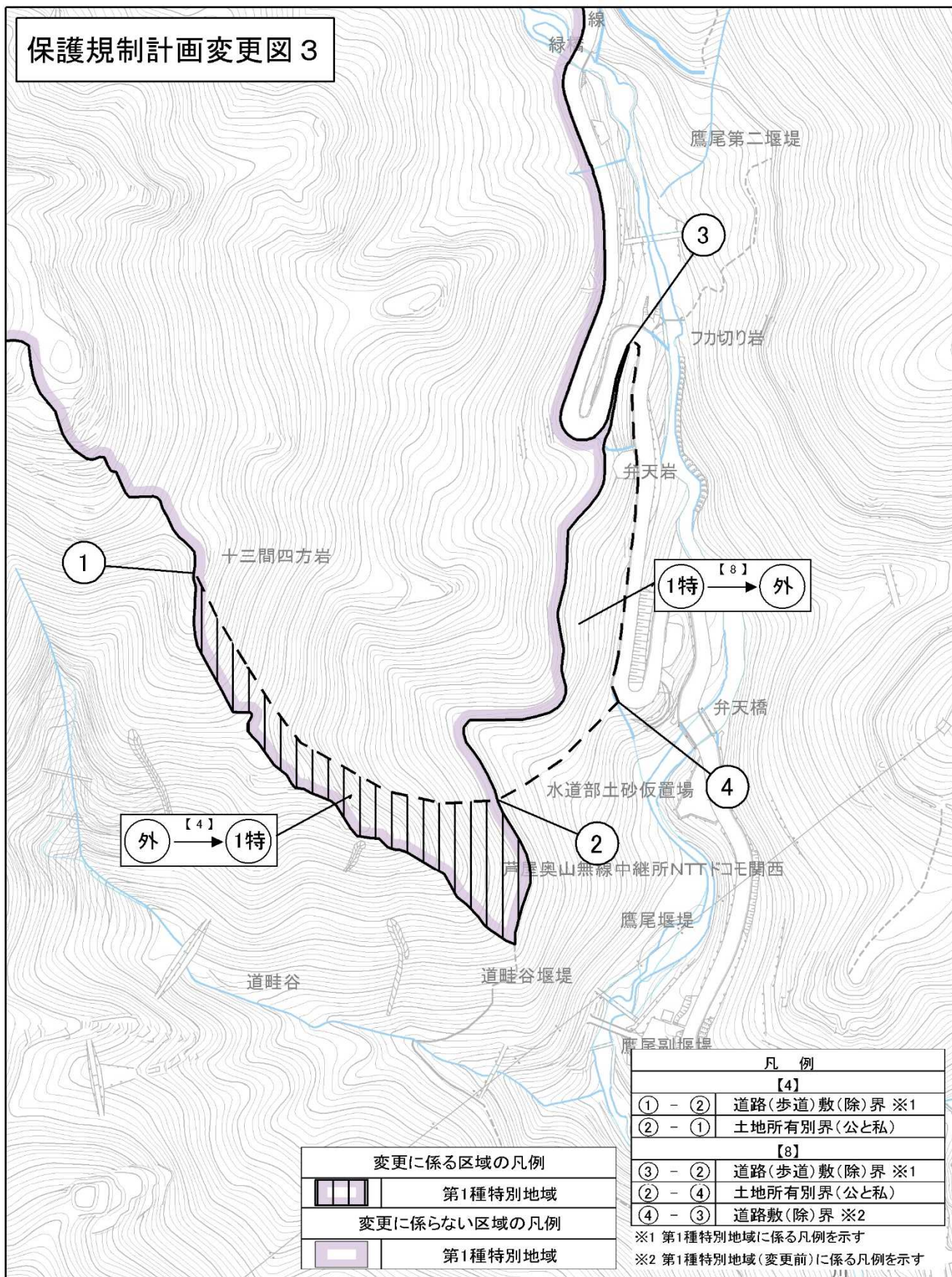
A diagram of a 120m race track. The track is represented by a horizontal line with a total length of 120m. A section of the track, 30m long, is highlighted with a thicker line and labeled '30m' below it. The segments are labeled '0', '30', '60', and '120' at the top, indicating distances in meters.



保護規制計画変更図 2



保護規制計画変更図 3



1:3,000

0 30 60 120 m



変更に係る区域の凡例	
	第2種特別地域
変更に係らない区域の凡例	
	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域

凡 例	
【6-1】	
① - ②	道路敷(含)界 ※1
② - ③	土地所有別界(公と私)
③ - ①	道路中心線から 100m線界
【6-2】	
④ - ⑤	土地所有別界(公と私)
⑤ - ⑥	土地所有別界 (公(神戸市)と私)
⑥ - ⑦	土地所有別界 (国(国土交通省)と私)
⑦ - ⑧	道路敷(含)界 ※1
⑧ - ④	土地所有別界 (国(国土交通省)と私)

志染川

楠花谷石

新牧場橋

牧場橋

まきばのつり橋

奥摩耶第2橋

穂高湖

穂高砂防ダム

摩耶山町

市立自然の家

奥摩耶山

中一里山

市立自然の家

三国岩

三国池

六甲山低区配水場滝川池

川西池

公園

東山の内西谷

奥六甲橋

六甲大橋

六甲小橋

部賀谷堰堤

東山の内西谷

川六甲

西谷

前ヶ辻

南六甲

鉢巻展望台

六甲山トンネル

篠原隧道

東山の内西谷

川六甲

要主

方

地

YMCA六甲研修センター

星野池

(建設工事中)

【6-1】

1特 → 2特

【6-2】

1特 → 2特

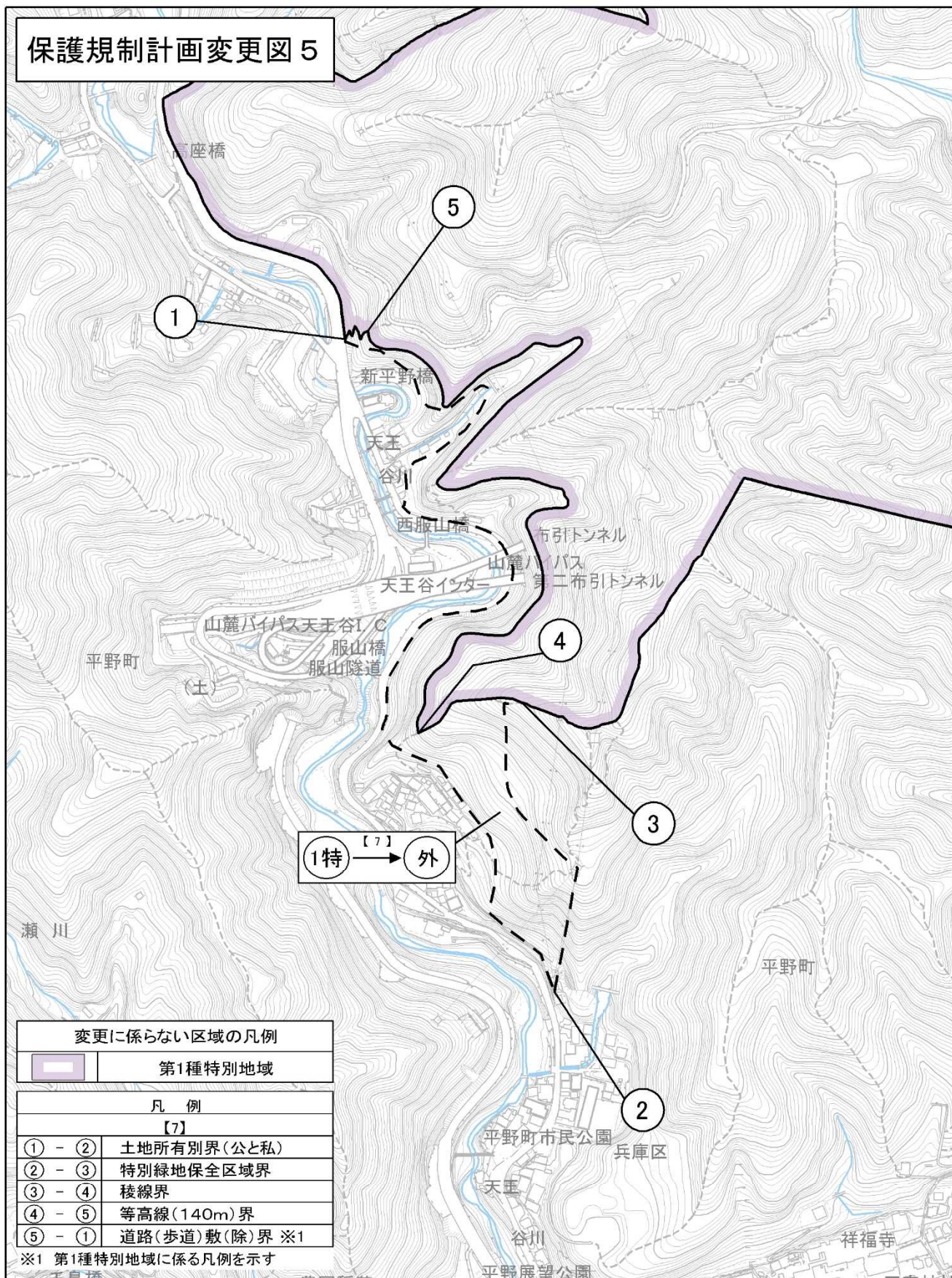
※1 第1種特別地域に係る凡例を示す

⑦ - ⑧	道路敷(含)界 ※1
⑧ - ④	土地所有別界 (国(国土交通省)と私)

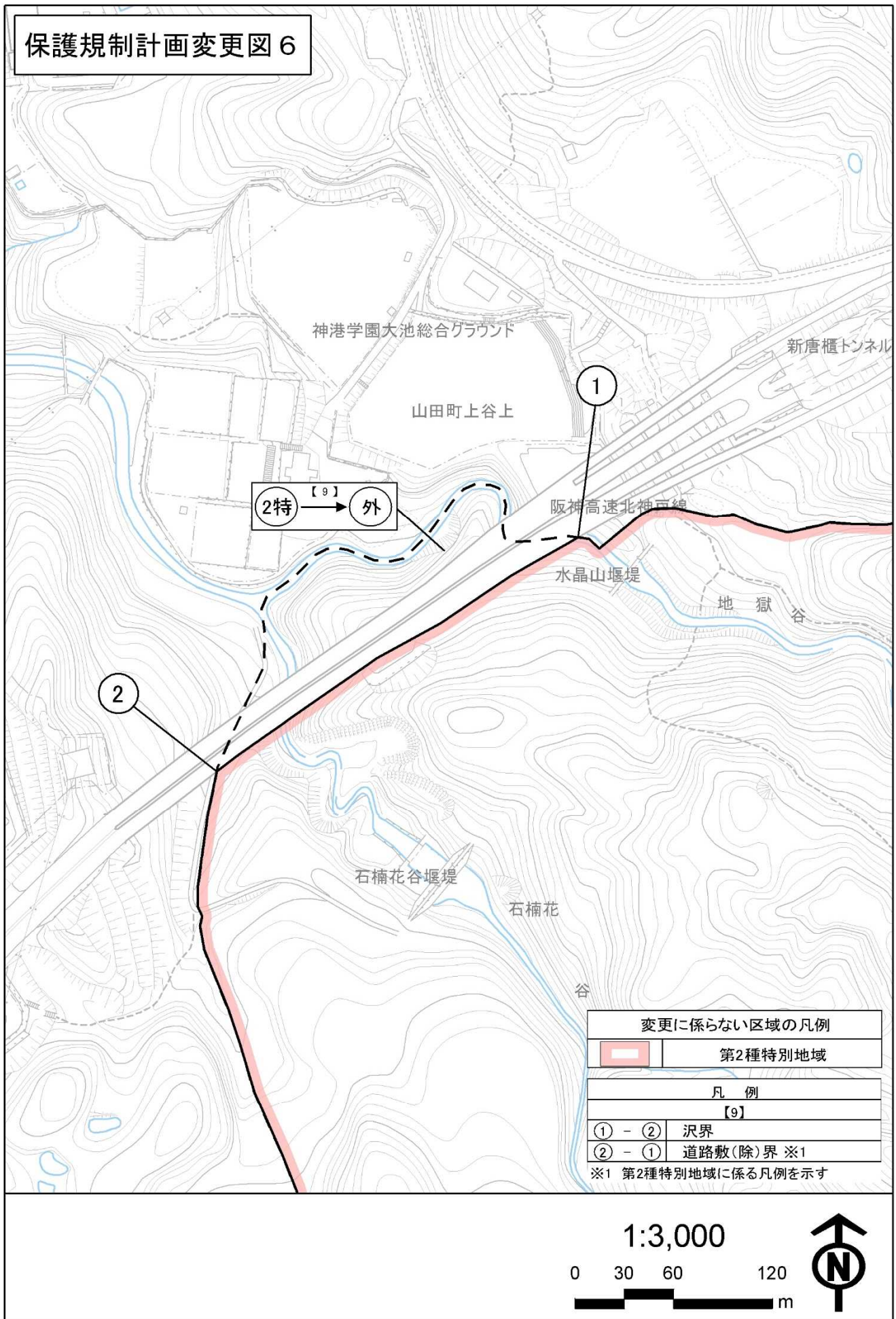
A diagram of a 400m track. The track is represented by a horizontal line with a central rectangular segment highlighted in black. Above the line, the numbers 0, 100, 200, and 400 are marked at regular intervals. The unit 'm' is at the end of the line.



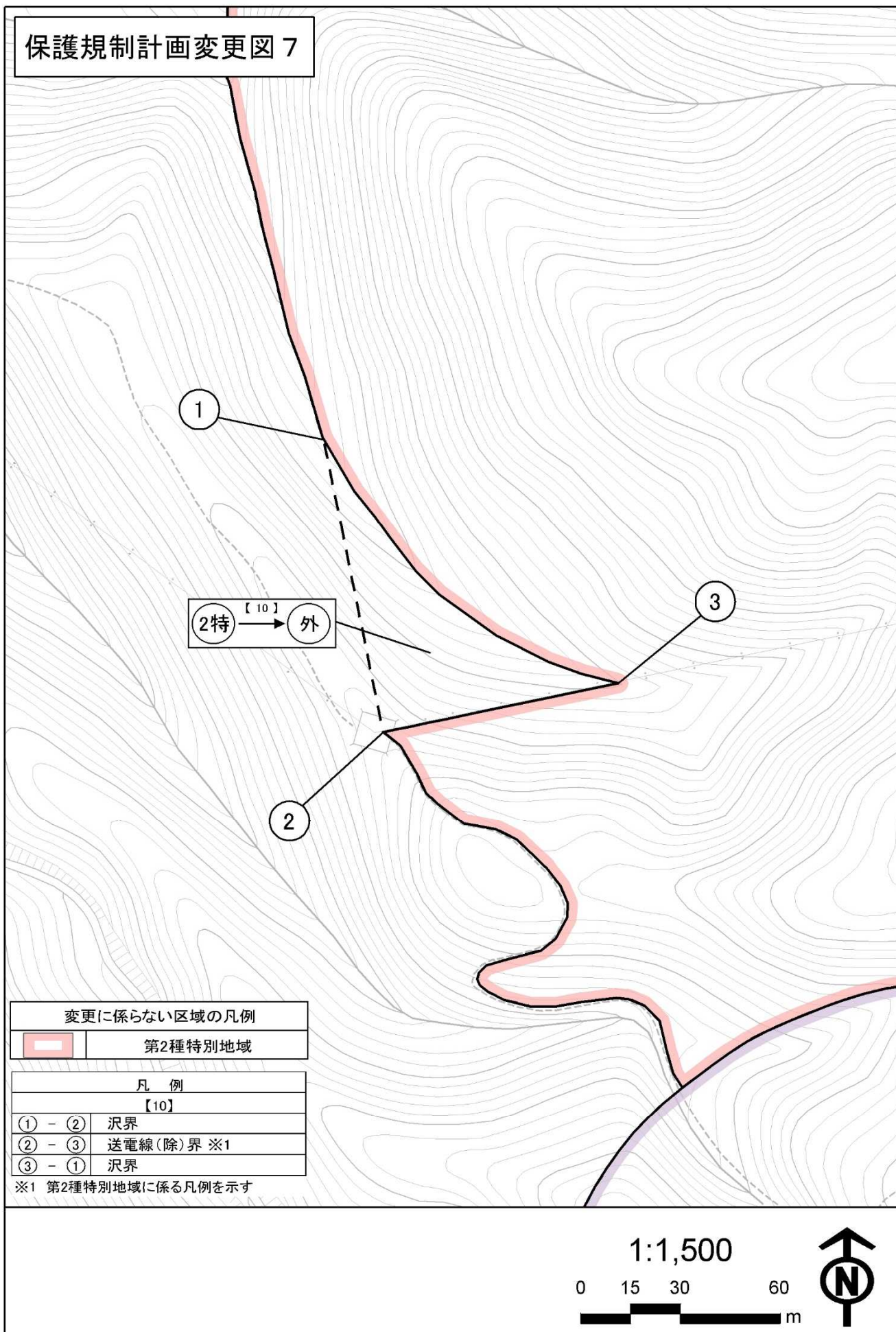
保護規制計画変更図 5



保護規制計画変更図 6



保護規制計画変更図 7



4 事業計画の変更等内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 集団施設地区

次の集団施設地区を追加する。

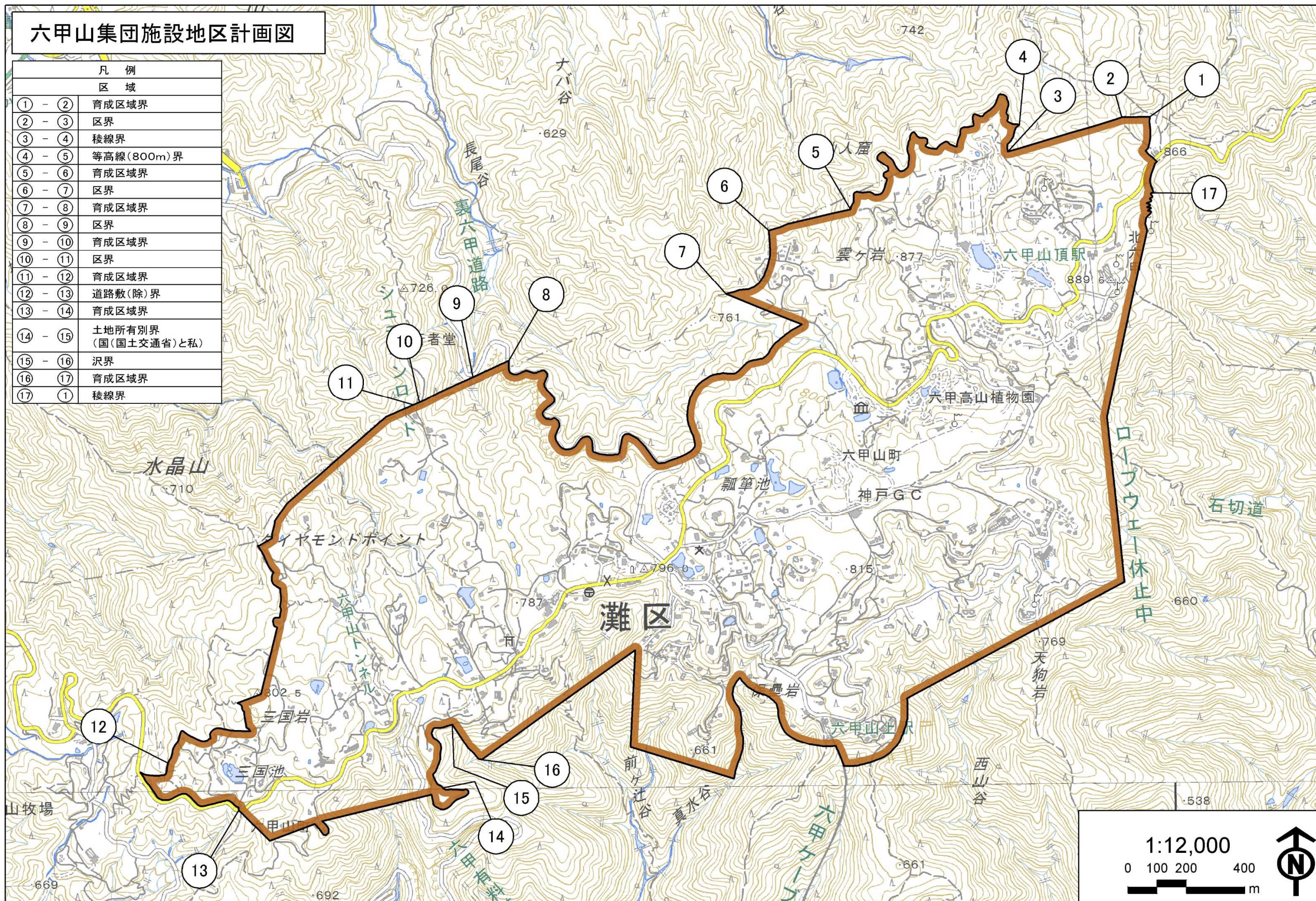
(表 11：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区	整備方針			面積 (ha)
1	六甲山	兵庫県神戸市灘区六甲山町	本地区は、六甲地域中央部に位置し、明治期より避暑地として保養所、別荘の整備が行われてきた地域である。風景(眺望)鑑賞や自然散策、登山などをはじめとした野外レクリエーションを快適に楽しむための拠点となる施設を計画するものとする。	六甲山整備計画区	六甲地域中央部の利用拠点として、自然環境や登山道の情報発信・学習等の拠点施設とともに、自然探勝や野外レクリエーション、風景(眺望)鑑賞、休憩、宿泊・野営など多様なニーズに対応するため、既存の施設を含めて、各種利用施設を一体的に整備する。なお、整備にあたっては主要な眺望点からの見え方に配慮し、良好な風致景観の維持に努める。			430.0
				道路(車道)	地区内の山上施設を回遊するルートとして整備する。			—
				道路(歩道)	地区内を周遊できるよう歩道網の整備を図る。			—
				面積計	国	公	私	
					0.6	54.4		375.4

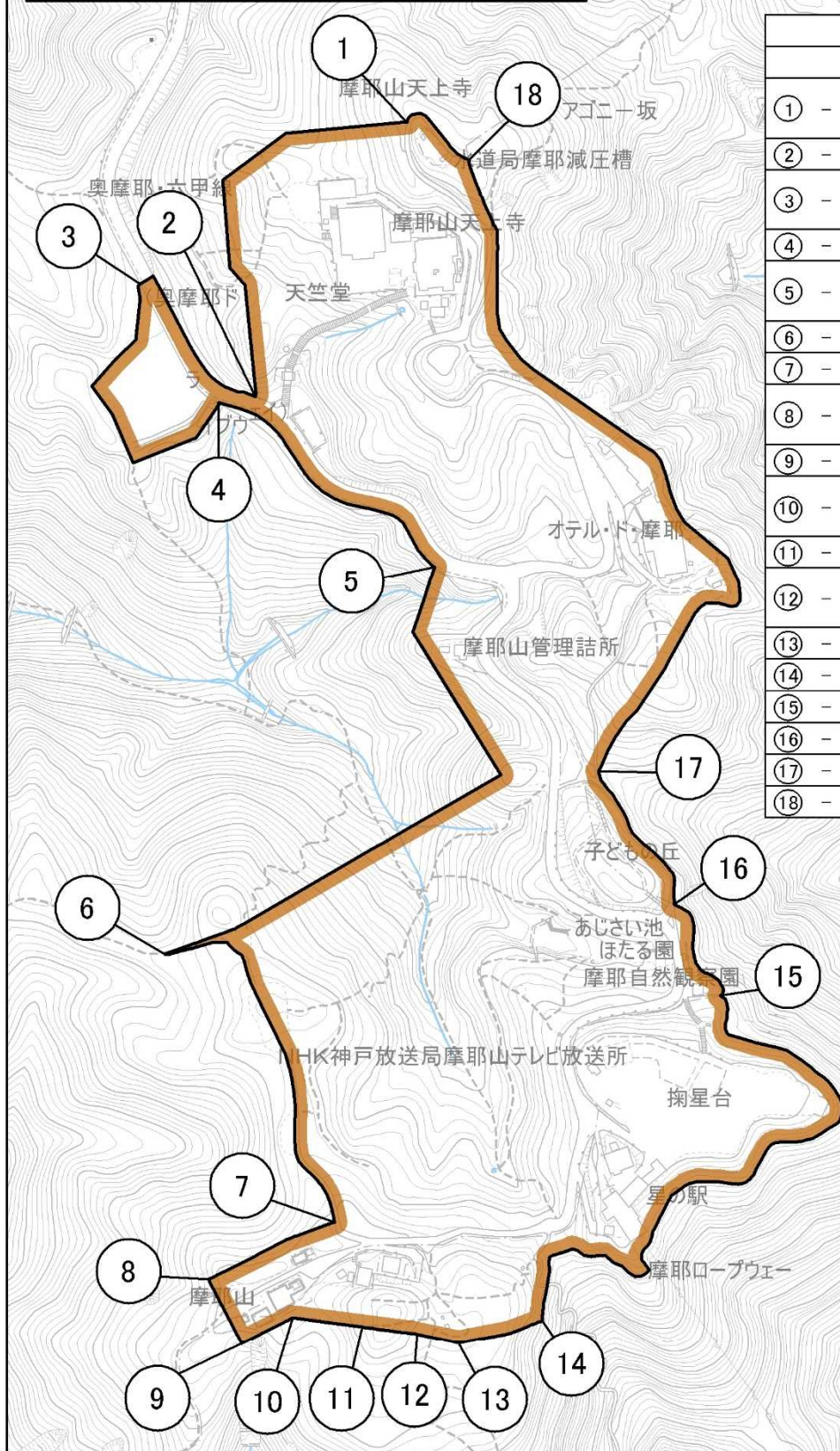
番号	名称	区域	計画目標	整備計画区	整備方針		面積（ha）
					430.4		
2	摩耶山	兵庫県神戸市灘区摩耶山町	本地区は、六甲地域西部摩耶山頂付近に位置し、周辺にはアカガシ林等、比較的良好な自然が残っている。風景（眺望）鑑賞や自然散策、登山などの野外レクリエーションや自然学習の他、寺社参拝等の利用拠点となる施設を計画するものとする。	摩耶山整備計画区	六甲地域西部の利用拠点として、自然環境や登山道の情報発信・学習等の拠点施設とともに、自然探勝や風景（眺望）鑑賞、宿泊・野営などのニーズに対応するため、各種利用施設を一体的に整備する。なお、整備にあたっては、良好な自然環境の維持に努める。		15.5
					面積計	国	私
						0.3	4.1
						15.5	

六甲山集团施設地区計画図

凡 例	
区 域	
① - ②	育成区域界
② - ③	区界
③ - ④	稜線界
④ - ⑤	等高線(800m)界
⑤ - ⑥	育成区域界
⑥ - ⑦	区界
⑦ - ⑧	育成区域界
⑧ - ⑨	区界
⑨ - ⑩	育成区域界
⑩ - ⑪	区界
⑪ - ⑫	育成区域界
⑫ - ⑬	道路敷(除)界
⑬ - ⑭	育成区域界
⑭ - ⑮	土地所有別界 (国(国土交通省)と私)
⑮ - ⑯	沢界
⑯ - ⑰	育成区域界
⑰ - ①	稜線界



摩耶山集団施設地区計画図



凡 例	
区 域	
① - ②	土地所有界 (国土交通省と民地)
② - ③	道路敷(含)界
③ - ④	土地所有界 (国土交通省と神戸市)
④ - ⑤	道路敷(含)界
⑤ - ⑥	土地所有界 (国土交通省と神戸市)
⑥ - ⑦	道路(歩道)敷(含)界
⑦ - ⑧	道路中心線より20m界
⑧ - ⑨	図上確定界 (道路端部の延長線)
⑨ - ⑩	道路中心線より25m界
⑩ - ⑪	図上確定界 (国有林界の延長線)
⑪ - ⑫	国有林界
⑫ - ⑬	図上確定界(国有林界 の両端を結ぶ)
⑬ - ⑭	国有林界
⑭ - ⑮	等高線(680m)界
⑮ - ⑯	区町界
⑯ - ⑰	道路(歩道)敷(含)界
⑰ - ⑱	区町界
⑱ - ①	道路敷(含)界

1:4,000

0 50 100 200
m



(イ) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 12：単独施設追加表)

番号	種類	位 置	整備方針
42	園地	兵庫県神戸市（摩耶中腹）	天上寺跡地を中心に、歴史と自然探勝のための園地として整備する。

次の単独施設を変更する。

(表 13：単独施設変更表)

現 行					新 規		理由
番号	種類	位置	整備方針	告示年月日	位置	整備方針	
39	園地	兵庫県芦屋市 （東お多福山）	展望及び休憩機能を備えた路傍園地とする。	昭 59. 6. 15 告示	兵庫県神戸市、 芦屋市 （東お多福山）	変更なし	神戸市域を事業範囲に追加するため。

次の単独施設を削除する。

(表 14：単独施設削除表)

番号	種類	位置	告示年月日	理由
2	園地	兵庫県神戸市灘区（六甲山）	昭 59. 6. 15 告示	六甲山集団施設地区に振り替えるため。
3	宿舎	兵庫県神戸市灘区（六甲山）	昭 59. 6. 15 告示	六甲山集団施設地区に振り替えるため。
4	運動場	兵庫県神戸市灘区（六甲山）	昭 59. 6. 15 告示	六甲山集団施設地区に振り替えるため。

番号	種類	位置	告示年月日	理由
5	公衆便所	兵庫県神戸市灘区（六甲山）	昭 59. 6. 15 告示	六甲山集団施設地区に振り替えるため。
6	野営場	兵庫県神戸市灘区（六甲山）	昭 59. 6. 15 告示	六甲山集団施設地区に振り替えるため。
7	植物園	兵庫県神戸市灘区（六甲山）	昭 59. 6. 15 告示	六甲山集団施設地区に振り替えるため。
8	駐車場	兵庫県神戸市灘区（六甲山）	昭 59. 6. 15 告示	六甲山集団施設地区に振り替えるため。
9	博物展示施設	兵庫県神戸市灘区（六甲山）	昭 59. 6. 15 告示	六甲山集団施設地区に振り替えるため。
16	乗馬施設	兵庫県神戸市灘区（六甲山牧場）	昭 59. 6. 15 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないため。
22	園地	兵庫県神戸市灘区（摩耶山）	昭 59. 6. 15 告示	摩耶山集団施設地区に振り替えるため。
23	宿舎	兵庫県神戸市灘区（摩耶山）	昭 59. 6. 15 告示	摩耶山集団施設地区に振り替えるため。
24	駐車場	兵庫県神戸市灘区（摩耶山）	昭 59. 6. 15 告示	摩耶山集団施設地区に振り替えるため。
25	博物展示施設	兵庫県神戸市灘区（摩耶山）	昭 59. 6. 15 告示	摩耶山集団施設地区に振り替えるため。
33	野営場	兵庫県西宮市（蓬莱峡）	昭 59. 6. 15 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないため。
34	園地	兵庫県西宮市（船坂）	昭 59. 6. 15 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないため。
37	宿舎	兵庫県芦屋市（奥池）	昭 59. 6. 15 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないため。
40	野営場	兵庫県芦屋市（四ツ目岩）	昭 59. 6. 15 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないため。

- (ウ) 道路
- a 車道
- 次の車道を削除する。

(表 15：道路（車道）削除表)

番号	路線名	区間	主要通過地	告示年月日	理由
2	表六甲回遊線	起点－兵庫県神戸市灘区 (高山植物園・車道分岐点) 終点－兵庫県神戸市灘区 (記念碑台・車道合流点) 終点－兵庫県神戸市灘区 (西谷山・車道合流点)	六甲ケーブル山上駅	平 13. 3. 30 告示	六甲山集団施設地区へ振り替えるため。

- b 歩道
- 次の歩道を変更する。

(表 16：道路（歩道）変更表)

現 行					新 規					理由
番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	
7	徳川道線	起点－兵庫県神戸市灘区 (杣谷・国立公園境界) 終点－兵庫県神戸市灘区 (杣谷峠・歩道合流点)	杣谷峠	平9. 12. 16告示	7	カスケードバレイ線	起点－兵庫県神戸市灘区 (杣谷・国立公園境界) 終点－兵庫県神戸市灘区 (杣谷峠・歩道合流点)	杣谷峠	溪谷探勝コースとして既存歩道の整備を図る。	徳川道は別の区間の呼称であり、当該区間は一般的にカスケードバレイと呼称されているため事業名を変更するもの。
11	唐櫃道線	起点－兵庫県神戸市北区 (長尾谷・国立公園境界) 終点－兵庫県神戸市灘区 (歩道合流点) 起点－兵庫県神戸市灘区 (歩道分岐点) 終点－兵庫県神戸市灘区 (表六甲ドライブウェイ合流点)	シュラインロード アイスロード	昭59. 6. 15告示	11	唐櫃道線	起点－兵庫県神戸市北区 (長尾谷・国立公園境界) 終点－兵庫県神戸市灘区 (歩道合流点) 起点－兵庫県神戸市灘区 (歩道分岐点) 終点－兵庫県神戸市灘区 (水車新田・国立公園境界)	シュラインロード アイスロード	六甲山系中央における山越えルートとして既存歩道の整備を図る。	利用の実態を踏まえ、一部区間を追加するもの。
12	油こぶし線	起点－兵庫県神戸市灘区 (寒天道・国立公園境界) 起点－兵庫県神戸市灘区 (土橋・国立公園境界) 終点－兵庫県神戸市灘区 (歩道合流点)	油こぶし	昭59. 6. 15告示	12	油こぶし線	起点－兵庫県神戸市灘区 (寒天道・国立公園境界) 起点－兵庫県神戸市灘区 (土橋・国立公園境界) 終点－兵庫県神戸市灘区 (車道合流点)	油こぶし	表六甲の登山路の1つとして既存歩道の整備を図る。	一部区間を集団施設地区に振り替えるため。
16	ロックガーデン周遊線	起点－兵庫県神戸市東灘区 (歩道分岐点) 終点－兵庫県神戸市東灘区 (打越山・国立公園境界)	風吹岩 横池 雨ヶ峠	昭59. 6. 15告示	16	ロックガーデン周遊線	起点－兵庫県神戸市東灘区 (歩道分岐点) 終点－兵庫県神戸市東灘区 (打越山・国立公園境界)	風吹岩 横池 雨ヶ峠	ロックガーデンを周遊するコースとして既存歩道の整備を図る。	利用の実態を踏まえ、一部区間を追加するもの。

現 行					新 規					理由
番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	
		終点－兵庫県神戸市東灘区 (金鳥山・国立公園境界) 終点－兵庫県神戸市灘区 (高座谷・国立公園境界)					終点－兵庫県神戸市東灘区 (金鳥山・国立公園境界) 終点－兵庫県神戸市東灘区 (高座谷・国立公園境界) 終点－兵庫県神戸市東灘区 (蛙岩・国立公園境界)			
17	東お多福山 ごろごろ岳周遊線	起点－兵庫県神戸市東灘区 (雨ヶ峠・歩道分岐点) 終点－兵庫県芦屋市 (ごろごろ岳・国立公園境界)	東お多福山 奥池 宝殿 ごろごろ岳	昭59. 6. 15告示	17	東お多福山 ごろごろ岳周遊線	起点－兵庫県神戸市東灘区 (雨ヶ峠・歩道分岐点) 終点－兵庫県芦屋市 (ごろごろ岳・国立公園境界) 終点－兵庫県芦屋市 (芦有ドライブウェイ合流点)	東お多福山 奥池 宝殿 ごろごろ岳	奥池周辺を周遊するコースとして既存歩道の整備を図る。	利用の実態を踏まえ、一部区間を追加するもの。

次の歩道を削除する。

(表 17：道路（歩道）変更表)

番号	路線名	区間	主要通過地	告示年月日	理由
6	西六甲線	起点－兵庫県神戸市北区 (かわうそ池・歩道分岐) 終点－兵庫県神戸市北区 (森林植物園・歩道合流点)		平 9. 12. 16 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないため。
18	船坂谷線	起点－兵庫県西宮市 (船坂谷・国立公園境界) 終点－兵庫県西宮市 (鳥居茶屋・歩道合流点)	船坂谷	昭 59. 6. 15 告示	難コースで一般向け利用に適さないため。

利用施設計画変更図位置図 1（集団施設地区・単独施設）

利用施設計画変更図1

利用施設計画変更図2

利用施設計画変更図3

利用施設計画変更図4

1:100,000

0 1 2 4 km

北

東灘区

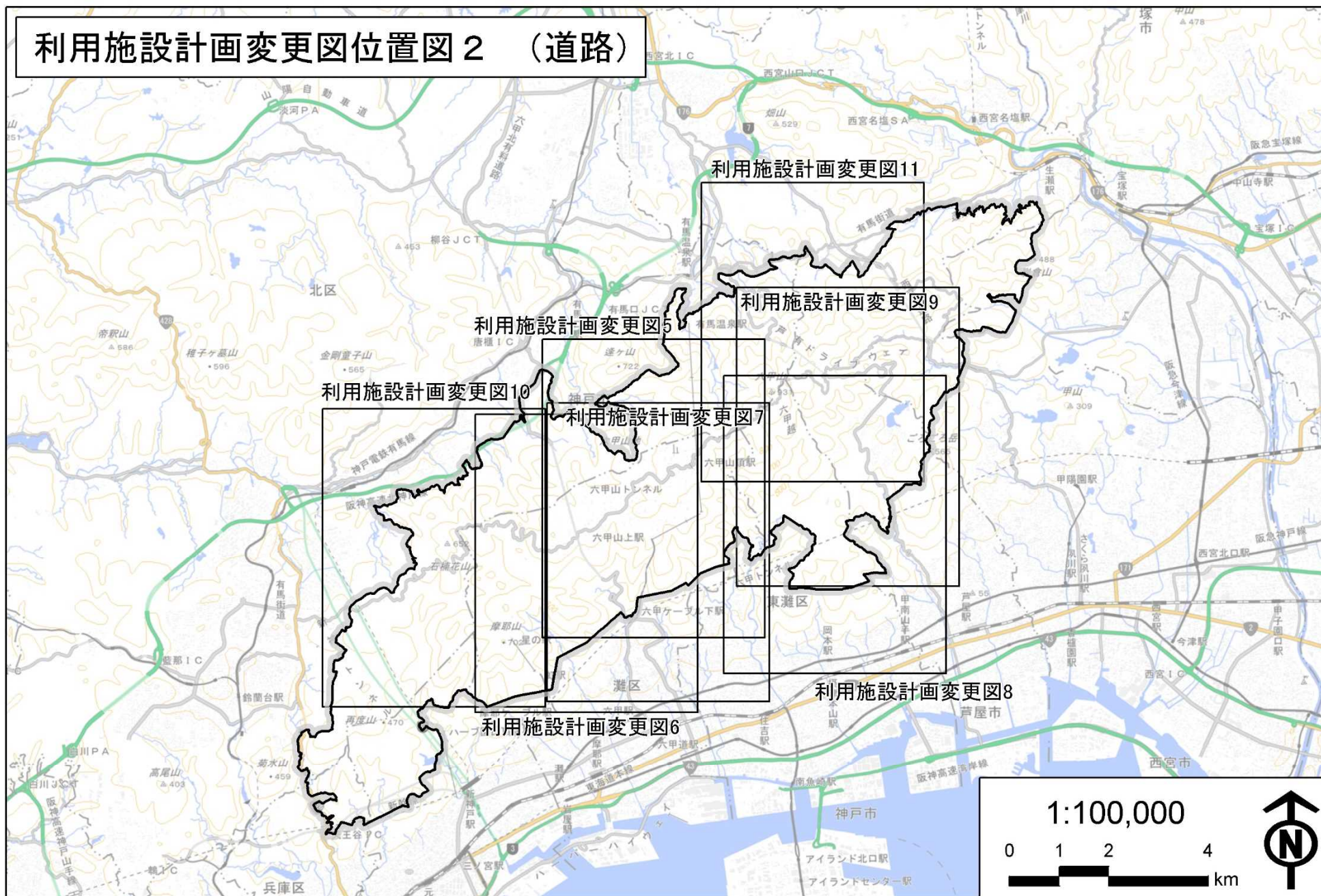
神戸市

芦屋市

西宮市

兵庫区

利用施設計画変更図位置図 2 (道路)



利用施設計画変更図 1

凡 例

園 地



野営場



削除－蓬萊峡野営場

削除－船坂園地

1:25,000

0 250 500 1,000 m



利用施設計画変更図 2

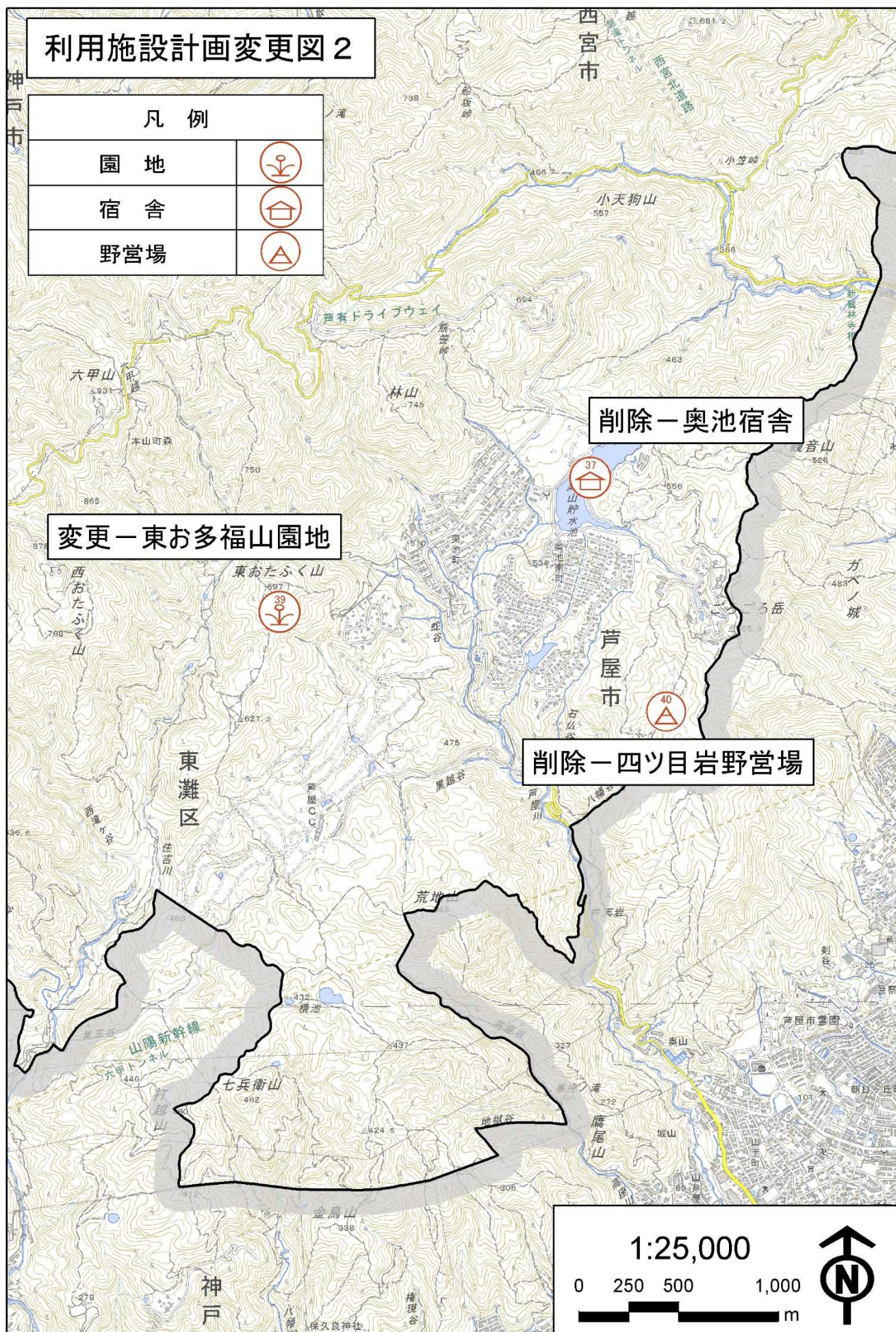
凡 例

園 地	
宿 舎	
野営場	

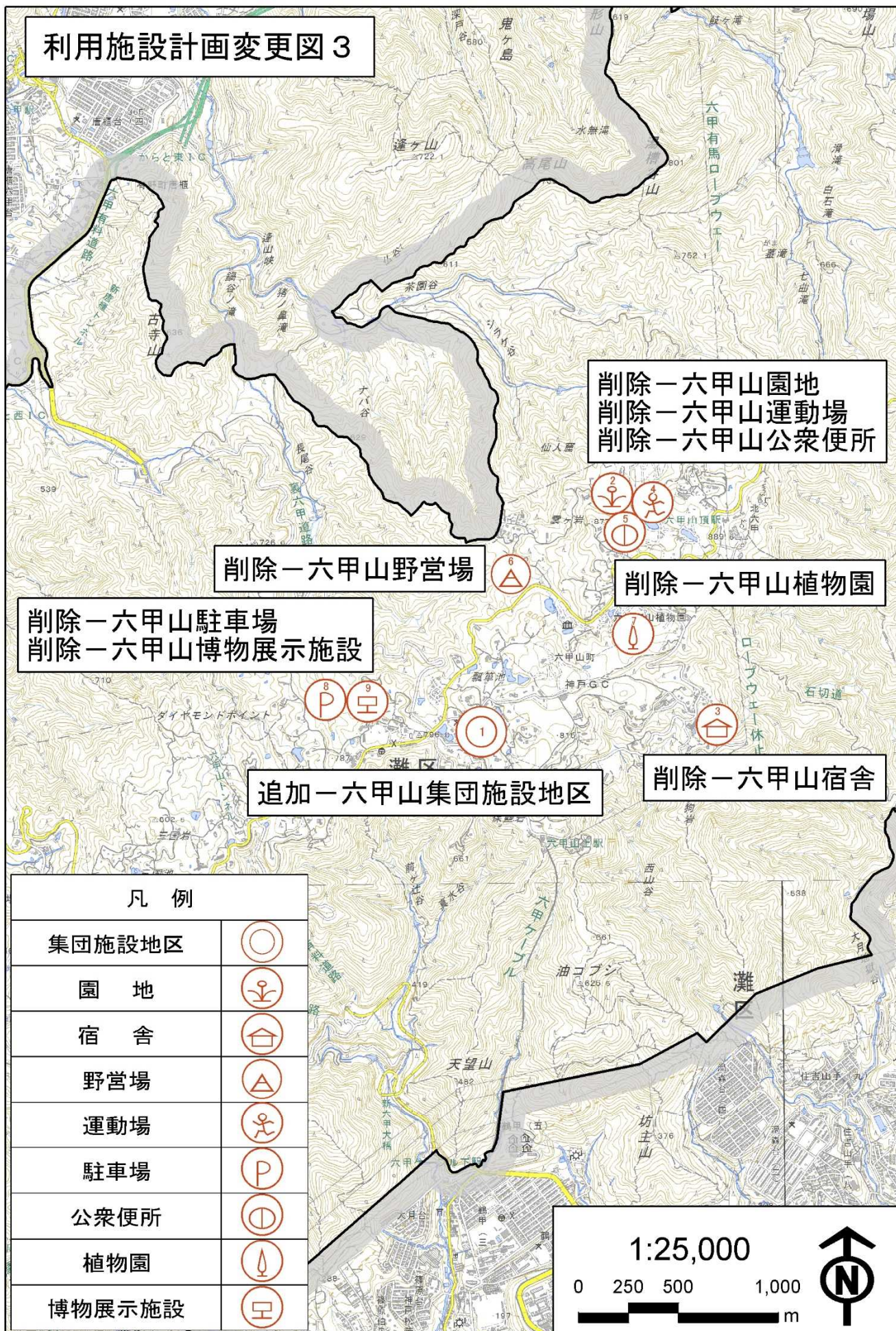
変更－東お多福山園地

削除－奥池宿舎

削除－四ツ目岩野営場



利用施設計画変更図 3



利用施設計画変更図 4

削除一六甲山牧場乗馬施設

追加一摩耶山集団施設地区

削除一摩耶山駐車場

削除一摩耶山宿舎

削除一摩耶山園地

削除一摩耶山博物展示施設

追加一摩耶中腹園地

凡 例

集団施設地区



園 地



宿 舎



乗馬施設



駐車場



博物展示施設



1:25,000

0 250 500 1,000 m



利用施設計画変更図 5

削除一表六甲回遊線道路(車道)

終点
(神戸市灘区
(高山植物園・
車道合流点))

起点
(神戸市灘区
(記念碑台・
車道分岐点))

終点
(神戸市灘区(西谷山・
車道合流点))

削除

削除

凡 例

道路(車道)

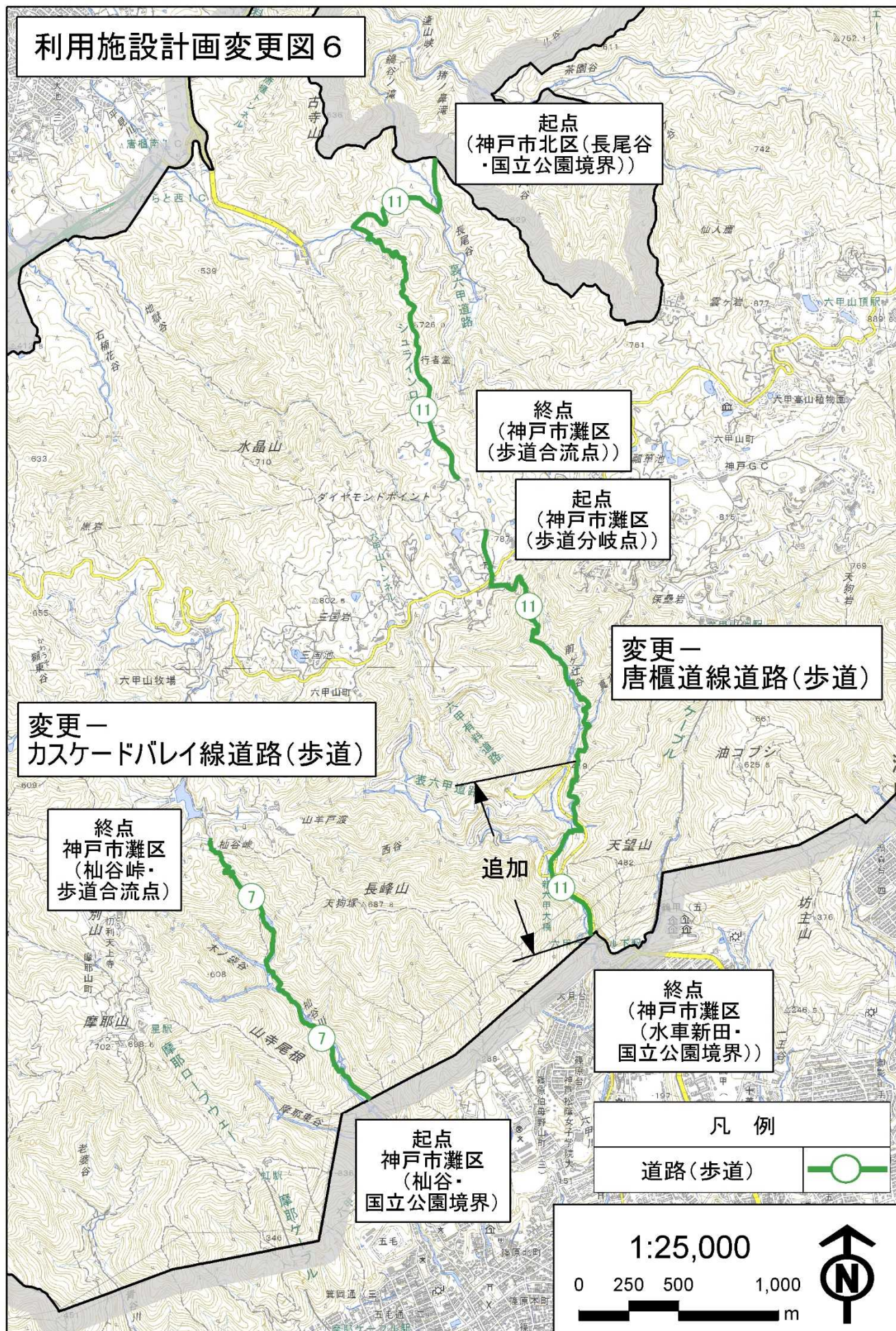


1:25,000

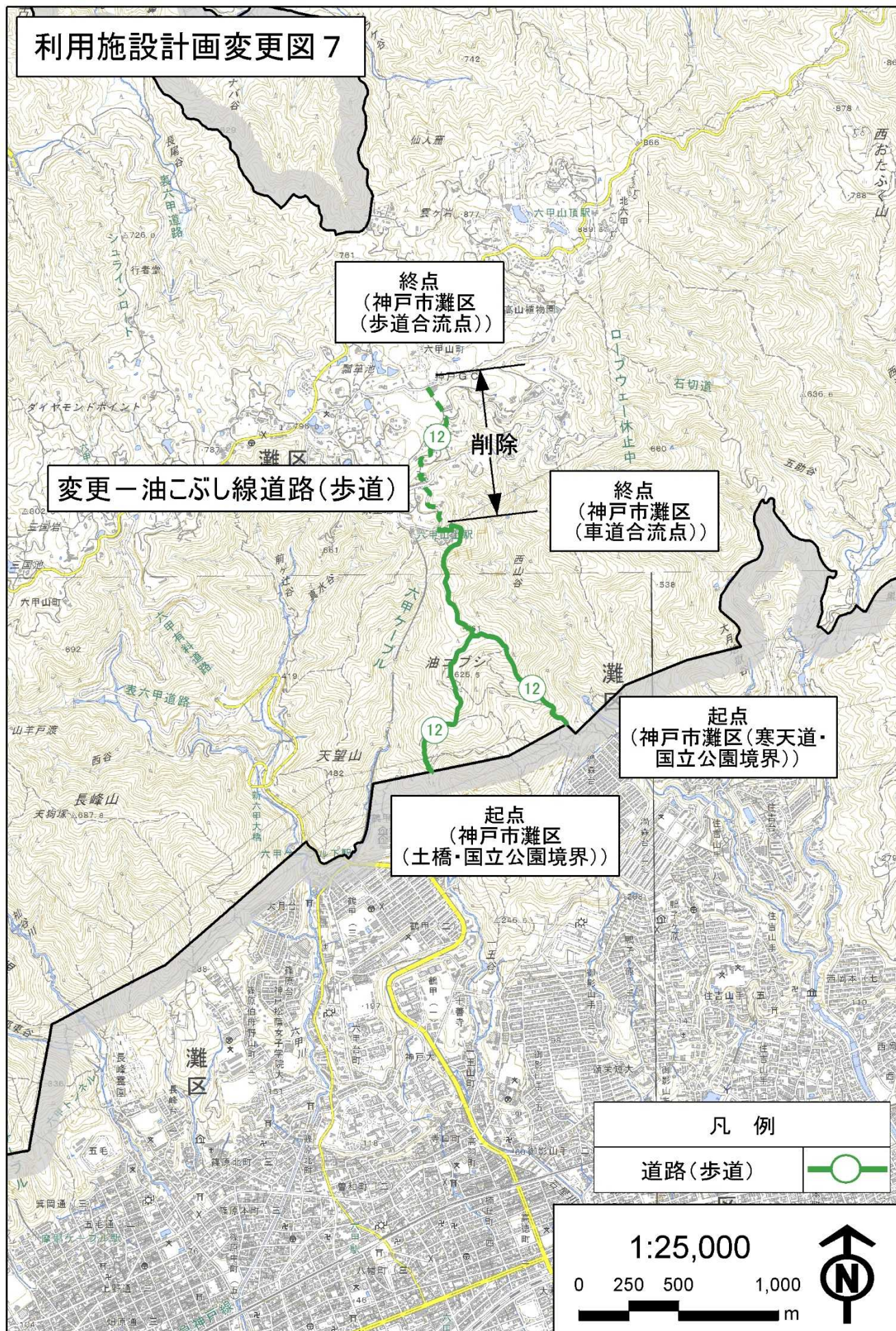
0 250 500 1,000 m



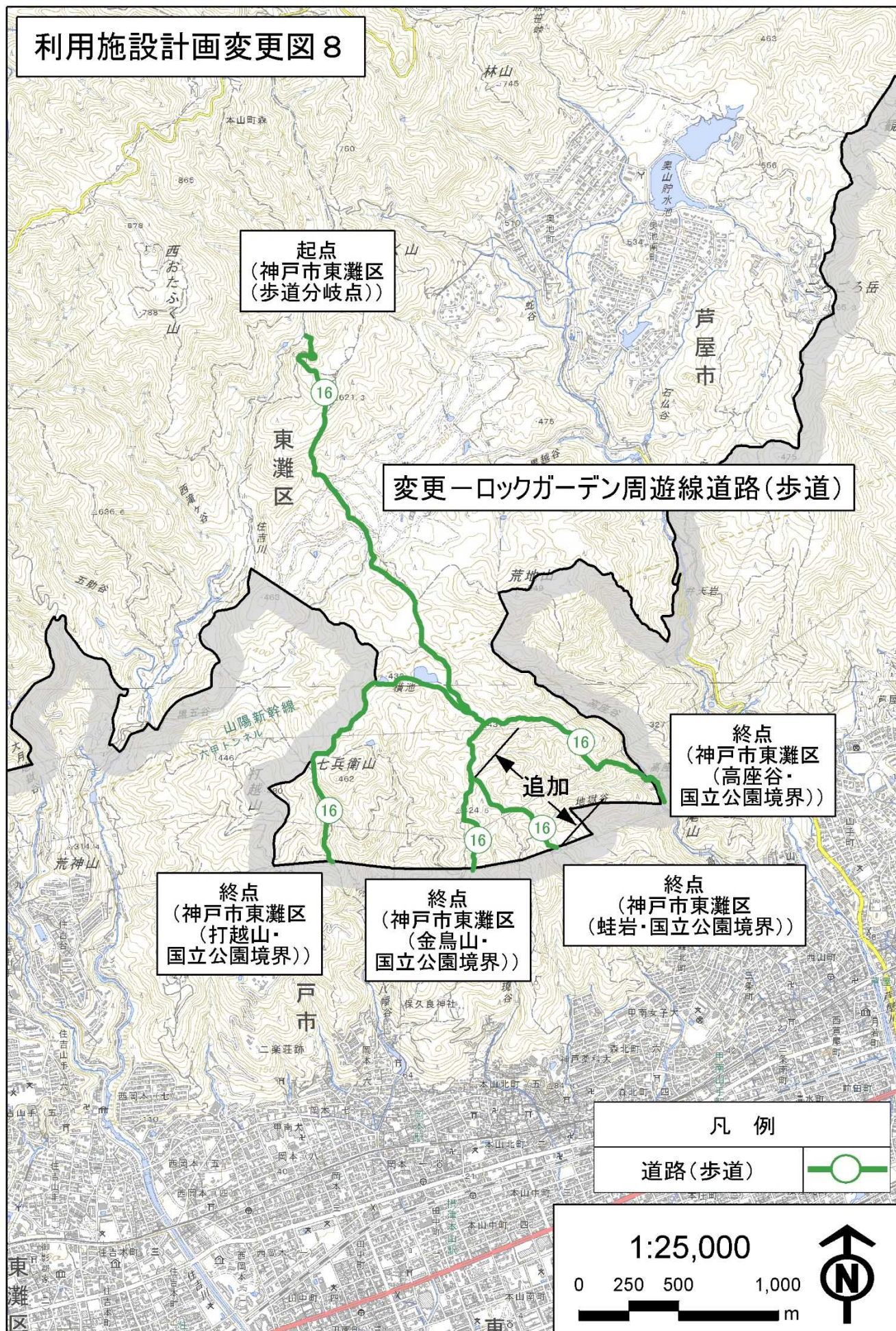
利用施設計画変更図 6



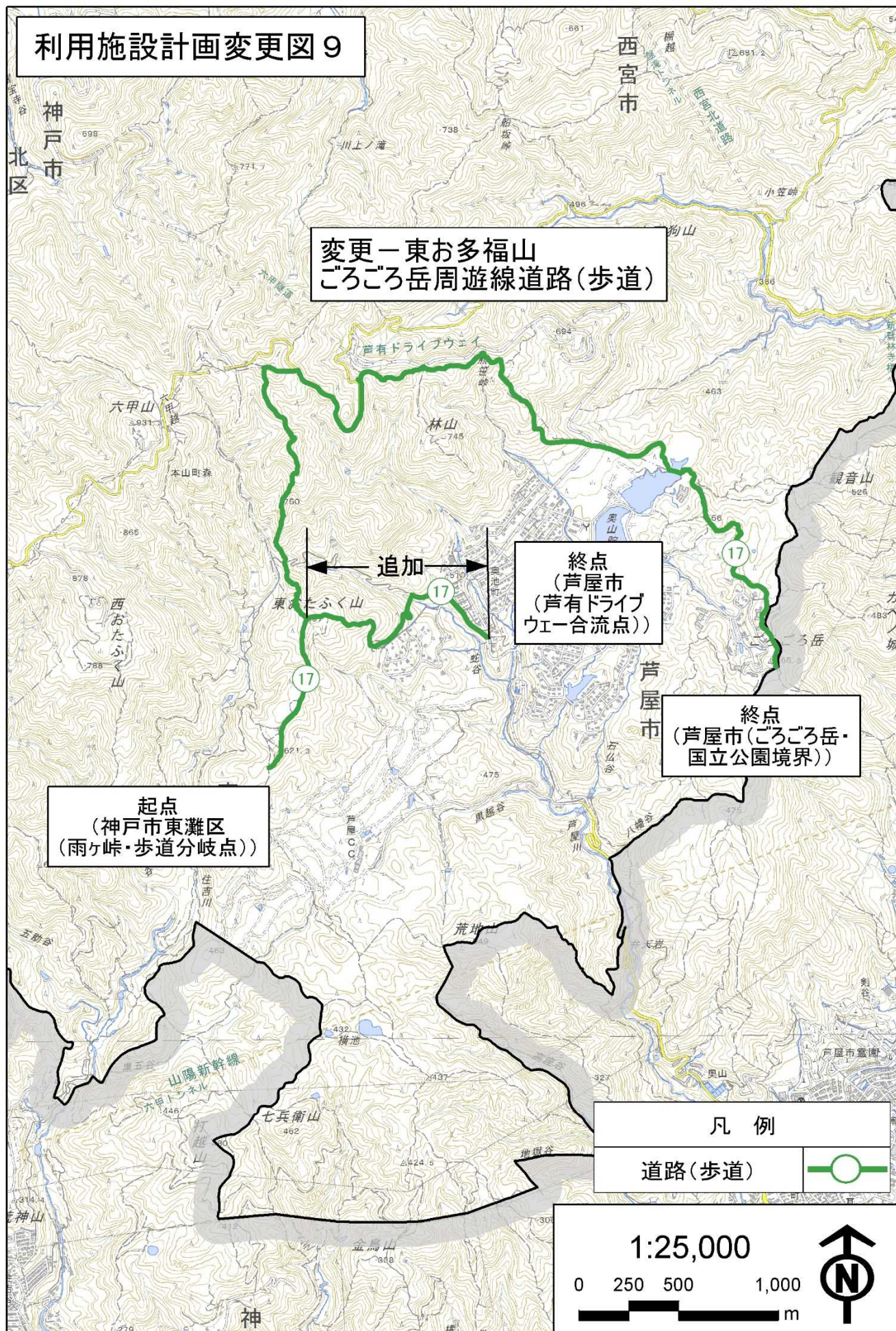
利用施設計画変更図 7



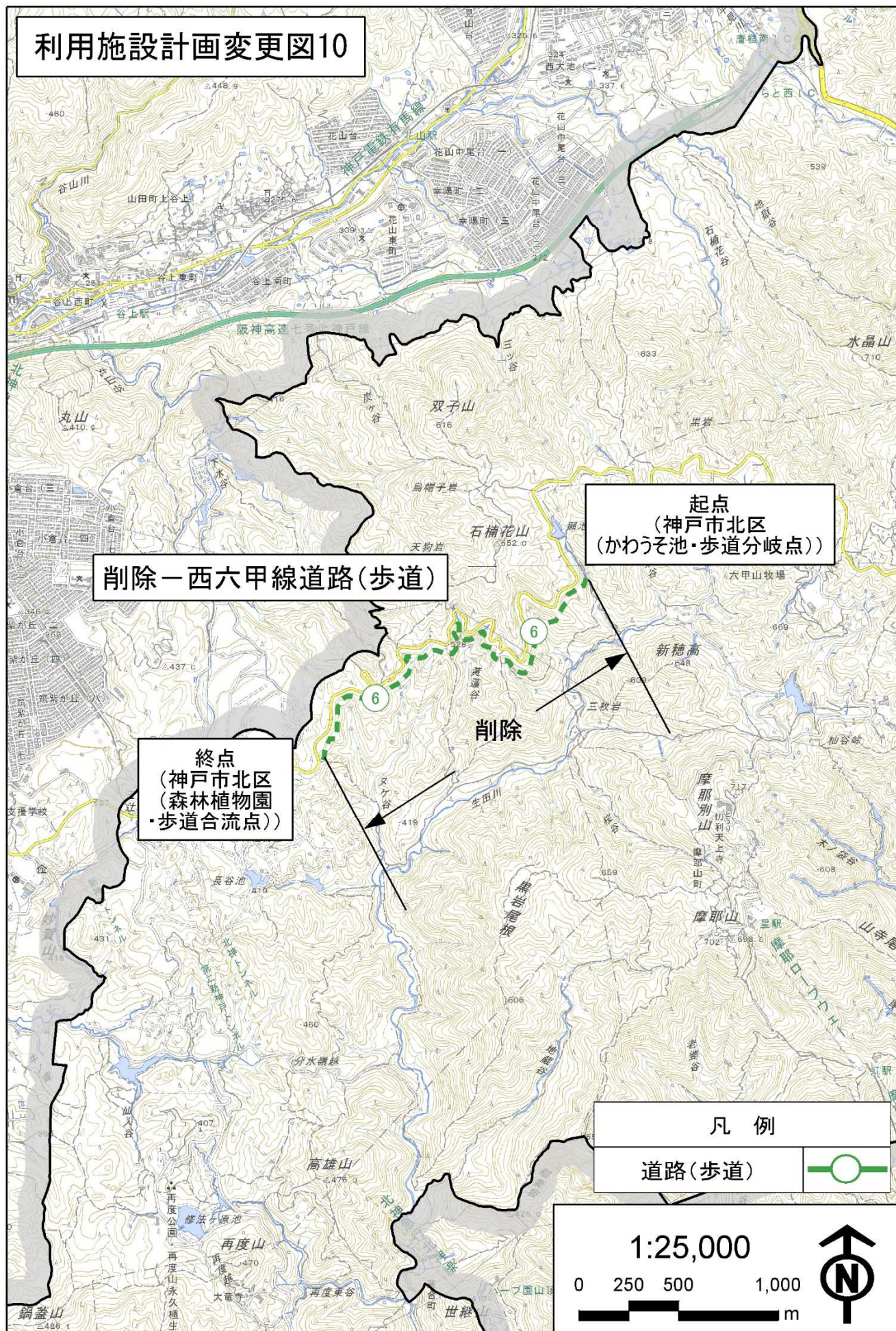
利用施設計画変更図 8



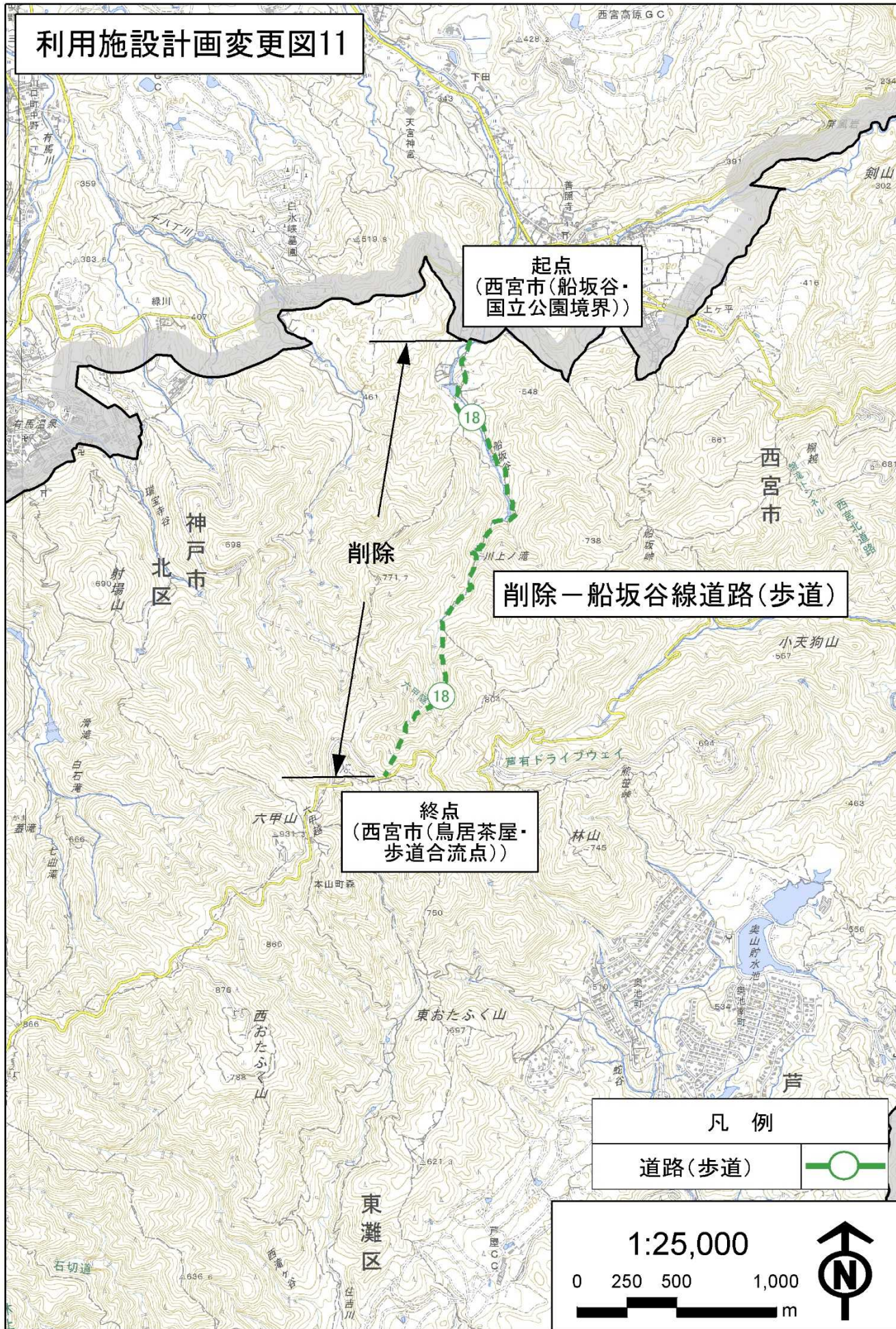
利用施設計画変更図 9



利用施設計画変更図10



利用施設計画変更図11



5 参考事項

参考事項を次のとおり変更する。

(表 18：参考事項変更表)

変更前	変更後
(2)過去の経緯 ア 公園区域 昭和 31 年 5 月 1 日 公園区域の指定 昭和 46 年 4 月 12 日 公園区域の変更(縮小) 昭和 59 年 6 月 15 日 公園区域の全般的な見直し(再検討) 平成 5 年 7 月 19 日 公園区域の変更(第 1 回点検) イ 保護計画 昭和 32 年 10 月 23 日 特別地域の指定(地種区分決定) 昭和 46 年 4 月 12 日 特別保護地区の指定 昭和 59 年 6 月 15 日 保護計画の全般的な見直し(再検討) 平成 5 年 7 月 19 日 保護計画の変更(第 1 回点検) ウ 利用計画 昭和 32 年 10 月 23 日 利用計画の決定 (以後 逐次 計画追加等) 昭和 59 年 6 月 15 日 利用計画の全般的な見直し(再検討) 平成 5 年 7 月 19 日 利用計画の変更(第 1 回点検) 平成 9 年 12 月 16 日 利用計画の一部変更(近畿自然歩道線の追加)	(2)過去の経緯 ア 公園区域 昭和 31 年 5 月 1 日 公園区域の指定 昭和 46 年 4 月 12 日 公園区域の変更(縮小) 昭和 59 年 6 月 15 日 公園区域の全般的な見直し(再検討) 平成 5 年 7 月 19 日 公園区域の変更(第 1 回点検) イ 保護計画 昭和 32 年 10 月 23 日 特別地域の指定(地種区分決定) 昭和 46 年 5 月 12 日 特別保護地区の指定 昭和 59 年 6 月 15 日 保護計画の全般的な見直し(再検討) 平成 5 年 7 月 19 日 保護計画の変更(第 1 回点検) ウ 利用計画 昭和 32 年 10 月 23 日 利用計画の決定 (以後 逐次 計画追加等) 昭和 59 年 6 月 15 日 利用計画の全般的な見直し(再検討) 平成 5 年 7 月 19 日 利用計画の変更(第 1 回点検) 平成 9 年 12 月 16 日 利用計画の一部変更(近畿自然歩道線の追加) 平成 13 年 3 月 30 日 利用計画の変更(第 2 回点検) ※平成 22 年 2 月 9 日 第 3 回点検 (変更なし)